

# 阿賀野市 水防計画

令和 3 年 9 月一部改定

令和 4 年 3 月一部改定

令和 5 年 3 月一部改定

阿賀野市



---

## 目 次

---

<b>第1章</b>	<b>総則</b> .....	<b>1</b>
第1節	目的.....	1
第2節	用語の定義.....	1
第3節	水防の責任等.....	3
第4節	津波における留意事項.....	4
第5節	安全配慮.....	4
<b>第2章</b>	<b>水防組織等</b> .....	<b>6</b>
第1節	水防本部の設置及び組織事務分担.....	6
第2節	災害情報の収集体制の整備.....	11
第3節	災害予防.....	12
第4節	災害応急対策.....	13
第5節	水道・電力・通信の応急復旧措置.....	16
<b>第3章</b>	<b>重要水防箇所</b> .....	<b>17</b>
第1節	重要水防区域.....	17
<b>第4章</b>	<b>気象状況及び洪水予報</b> .....	<b>24</b>
第1節	洪水予報を行う河川.....	24
第2節	気象状況及び洪水予報の連絡.....	24
<b>第5章</b>	<b>水防警報及び水防情報の提供</b> .....	<b>27</b>
第1節	水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者及び水防情報提供者.....	27
第2節	水防警報及び水防情報提供の対象とする水位観測所.....	27
第3節	水防警報及び水防情報.....	28
第4節	水防重要樋門等.....	30
<b>第6章</b>	<b>管内河川の警報等</b> .....	<b>31</b>

第1節	警報	31
第2節	消防団各分団の受け持ち区域	31
第3節	消防団への連絡	32
<b>第7章</b>	<b>水防活動</b>	<b>33</b>
第1節	水防管理団体の非常配備	33
第2節	巡視及び警戒	33
第3節	水防作業	34
第4節	緊急交通	34
第5節	警戒区域の指定	35
第6節	避難立退き	35
第7節	決壊・漏水等の通報及び措置	35
第8節	水防配備の解除	36
第9節	水防訓練	36
<b>第8章</b>	<b>費用負担と公用負担</b>	<b>37</b>
第1節	費用負担	37
第2節	公用負担	37
<b>第9章</b>	<b>協力・応援</b>	<b>39</b>
第1節	水防機関の協力等	39
<b>第10章</b>	<b>水防報告</b>	<b>40</b>
第1節	水防概況報告	40
第2節	水防活動実施報告	40
第3節	消防団の報告	41
<b>第11章</b>	<b>通信連絡及び輸送</b>	<b>42</b>
第1節	水防通信連絡	42
第2節	災害時優先通信の取扱い	42
第3節	その他の通信施設の使用	42
第4節	輸送の確保	42
<b>第12章</b>	<b>津波に対する水防活動について</b>	<b>43</b>
第1節	水防配備	43

第2節	水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者	43
第3節	津波災害警戒区域	43
第4節	水防警報及び水防情報提供の段階と範囲	44
<b>第13章</b>	<b>浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置</b>	<b>45</b>
第1節	洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防 止のための措置	45
第2節	洪水ハザードマップ	45
第3節	予想される水災の危険の周知	45
第4節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画 の作成等	46
第5節	大規模工場等における浸水防止のための措置に関する計画の作成等	46
第6節	浸水被害軽減地区	46
<b>第14章</b>	<b>避難計画</b>	<b>47</b>
第1節	避難所の設置	47
第2節	避難の勧告、指示及び避難準備情報の伝達	54
第3節	立ち退きの伝達	54
第4節	り災者の移送	54
第5節	避難の期間	55
<b>第15章</b>	<b>災害救助法に基づく措置</b>	<b>56</b>
第1節	避難所の開設	56
第2節	収用対象者	56
第3節	り災者に対する通知	56
第4節	県知事に対する報告	56
第5節	避難所の開設期間	56
<b>■</b>	<b>資料編</b>	<b>57</b>



# 第1章 総則

## 第1節 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第4条の規定に基づき、新潟県知事から指定された指定水防管理団体である阿賀野市が、同法第33条の規定により洪水、内水(法第2条第1項に定める雨水出水をいう。)、津波に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

## 第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりとする。

### 1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう(法第2条第2項)。

### 2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいい(法第4条)、本市はこの指定を平成16年度に受けている。

### 3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいい(法第2条第3項)、本計画では阿賀野市長をいう。

### 4 消防機関

消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいい(法第2条第4項)、本計画では阿賀野市消防本部及び阿賀野市消防団をいう。

### 5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいい(法第2条第5項)、本計画では阿賀野市消防長をいう。

### 6 水防団

法第6条に規定する水防団をいい、本計画では阿賀野市消防団をいう。

### 7 量水標管理者

量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第7項、法第10条第3項)。

### 8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう(法第36条第1項)。

### 9 水防警報

洪水又は津波により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は県知事が指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は県知事が、洪水又は津波によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

## 10 水位周知河川

国土交通大臣又は県知事が、洪水予報指定河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして指定した河川。国土交通大臣又は県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知および周知を行う（法第 13 条）。

## 11 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報のことをいう。

## 12 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

## 13 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

## 14 避難判断水位

市長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民への氾濫に関する情報の注意喚起となる水位である。

## 15 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当）である。

## 16 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

## 17 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際し

て水防上特に注意を要する箇所をいう。

## 18 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は県知事が指定した区域をいう(法第14条)。

## 19 浸水被害軽減区域

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用が認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう(法第15条の6)。

## 第3節 水防の責任等

水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

### (1) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任(法第3条)を有し、具体的には次のような事務を行う。

- 1 水防(消防)団の設置(法第5条)
- 2 水防(消防)団員等の公務災害補償(法第6条の2)
- 3 平常時における河川等の巡視(法第9条)
- 4 水位の通報(法第12条第1項)
- 5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)
- 6 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の2)
- 7 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の3)。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告。
- 8 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告(法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8)
- 9 予想される水災の危険の周知(法第15条の11)
- 10 水防(消防)団及び消防機関の出動準備又は出動(法第17条)
- 11 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(法第19条第2項)
- 12 警戒区域の設定(法第22条)
- 13 警察官の援助の要求(法第22条)
- 14 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請(法第23条)
- 15 堤防決壊等の通報、決壊後の措置(法第25条、法第26条)
- 16 公用負担により損失を受けた者への損失の補償(法第28条第3項)
- 17 避難のための立退きの指示(法第29条)

- 18 水防訓練の実施(法第 32 条の 2)
- 19 水防計画の作成及び要旨の公表(法第 33 条第 1 項及び第 3 項)
- 20 水防協議会の設置(法第 34 条)
- 21 水防協力団体の指定・公示(法第 36 条)
- 22 水防協力団体に対する監督等(法第 9 条)
- 23 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第 40 条)
- 24 水防従事者に対する災害補償(法第 45 条)
- 25 消防事務との調整(法第 50 条)

## (2) 居住者の義務

- 1 水防活動への従事(法第 24 条)
- 2 水防通信への協力(法第 27 条)

## (3) 水防協力団体の義務

- 1 決壊の通報(法第 25 条)
- 2 決壊後の処置(法第 26 条)
- 3 水防訓練の実施(法第 32 条の 2)
- 4 津波避難訓練への参加(法第 32 条の 3)
- 5 業務の実施等(法第 36 条、第 37 条、第 38 条)

## 第 4 節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸部までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。

遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。

しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外に行動がとれないことが多い。したがって、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

阿賀野市の場合、阿賀野川を直接遡上する津波が想定されているほか、津波による浸水想定区域としては福島潟周辺と大通川西側に限られており、これらは福島潟放水路を遡上する津波による影響が考えられているが、最も早く地震発生から 11 時間後とされており、ある程度の時間的な余裕は確保できるものと考えられる。

## 第 5 節 安全配慮

洪水又は津波のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も消防団員自身の安全を確保しなければならない。

**【水防活動時の留意点】**

- ・ ライフジャケットを着用する
- ・ ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する
- ・ 活動は複数人で行う
- ・ 津波浸水想定のある区域内にある消防団は、津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する

## 第2章 水防組織等

---

### 第1節 水防本部の設置及び組織事務分担

#### 1 水防本部

市は、洪水等についての活動の必要があると認めるときから危険を除去するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

また、被害が甚大な場合並びに長期にわたる場合には、災害対策本部に統合されるものとする。

#### 2 本部組織及び担当事務

(1) 水防本部の事務局は危機管理課に置く。

(2) 水防本部の組織は次のとおりとする。

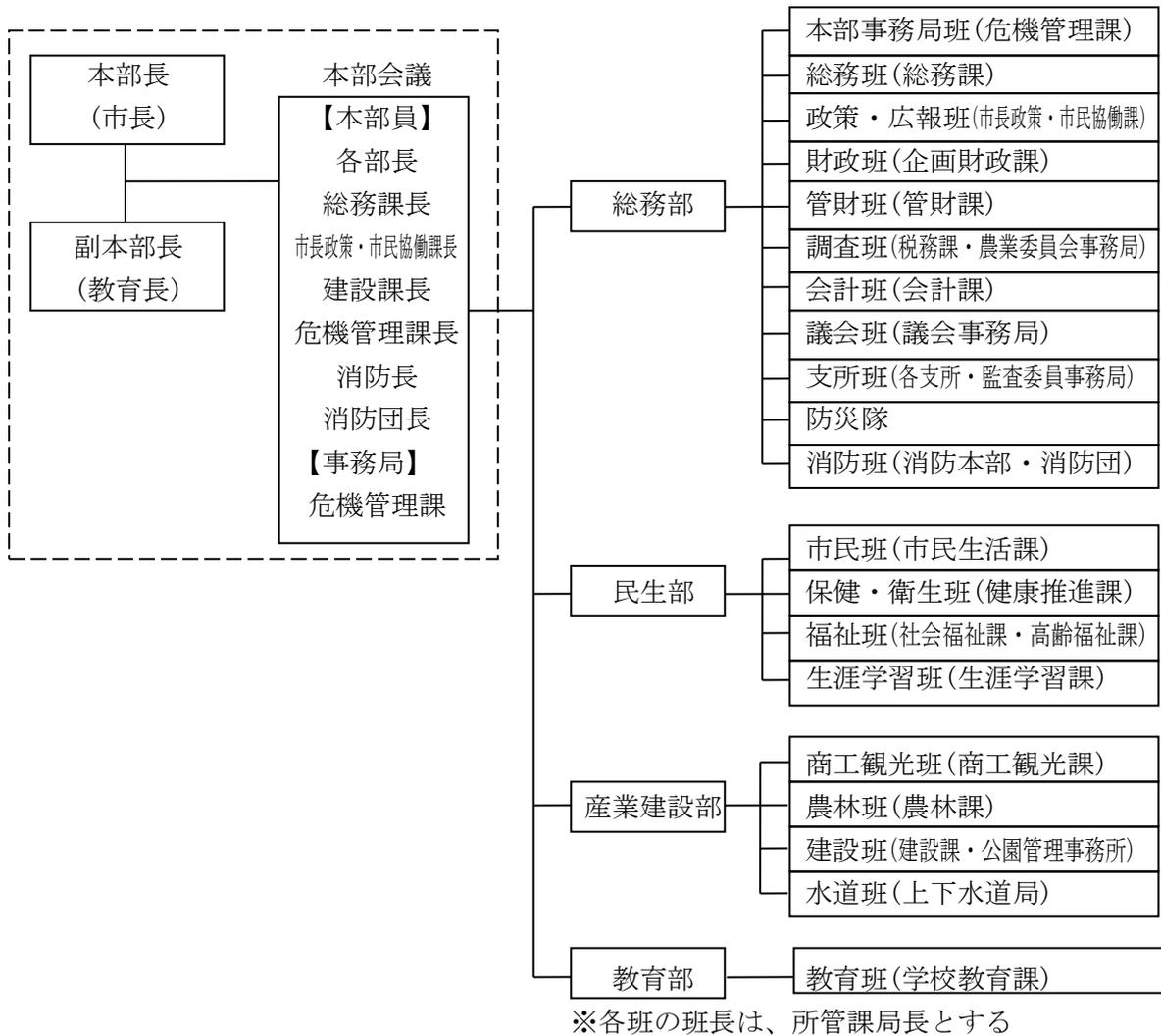
- 本部長 市長
- 副本部長 教育長

副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

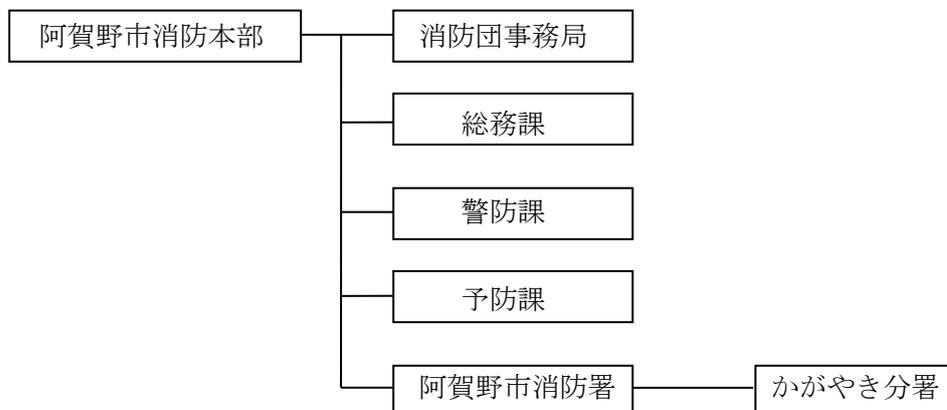
本部長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

- ・ 第一順位 教育長
- ・ 第二順位 総務部長

ア 水防本部 組織図



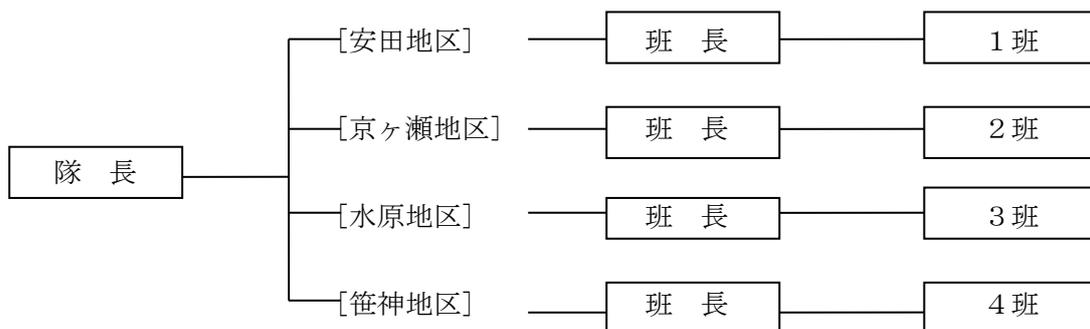
イ 消防本部 組織図



ウ 消防団 組織図



エ 市役所防災隊 組織図



(3) 業務分担と人員配置

状況の把握及び判定並びに水防警報、立ち退き指示の判断及び発信、その他本部長が特に必要と認める事項の伝達等については、本部事務局において行う。

各班の事務分掌は次のとおりとする。

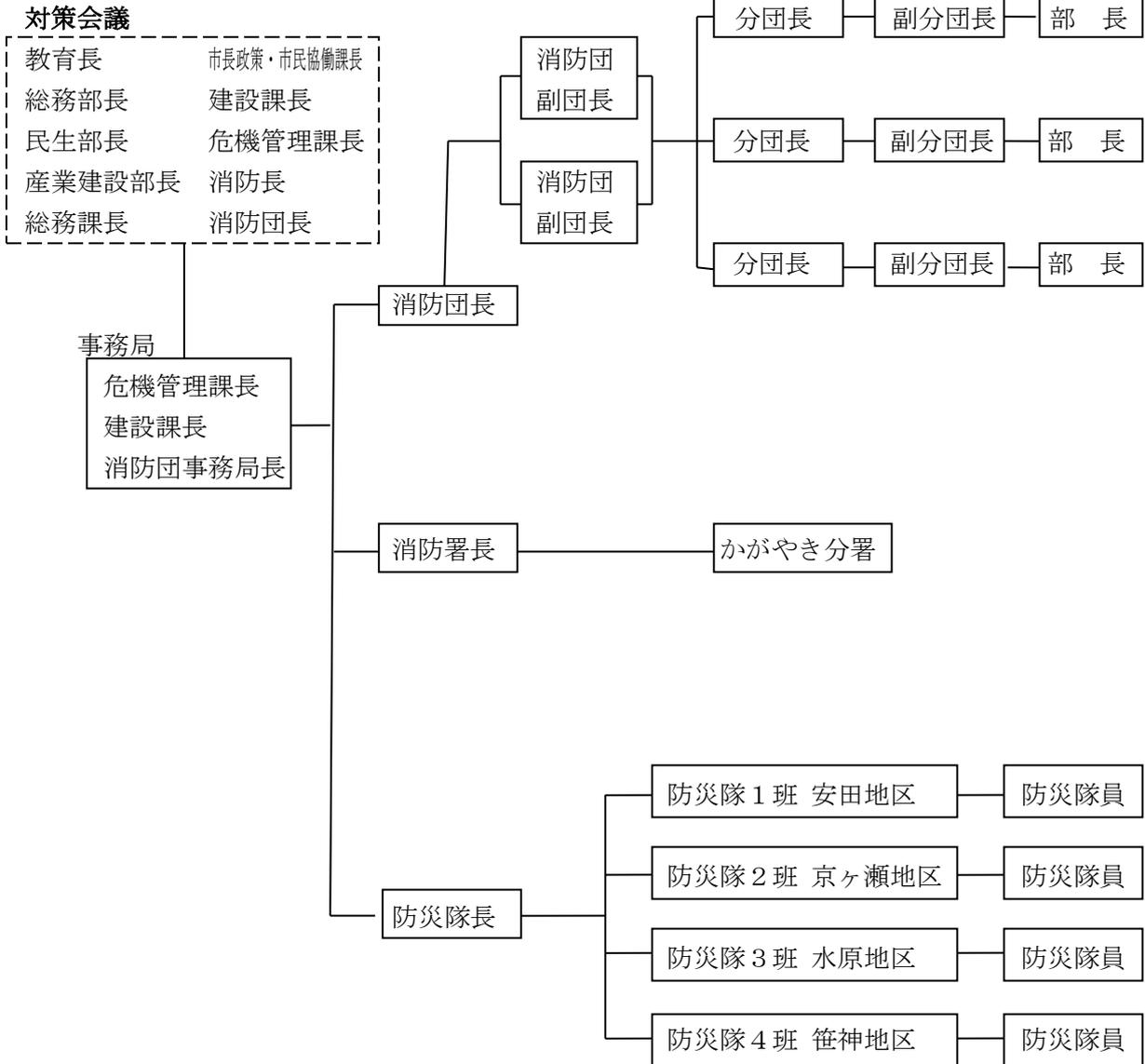
部	班	班員	主な任務
総務部	本部事務局班	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の運営、記録</li> <li>・県その他防災関係機関との連絡調整</li> <li>・気象、河川情報等の授受と報告、伝達</li> </ul>
	政策・広報班	市長政策・市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集及び撮影等による記録整理、保存</li> <li>・災害情報の報道発表及び資料提供等報道機関対応</li> </ul>
	総務班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部からの災害、被害状況、対策状況の取りまとめと報告</li> <li>・支所及び避難所に対する災害関連情報の提供</li> <li>・自衛隊に対する派遣要請及び受け入れ</li> <li>・県及び他市町村に対する応援要請及び受け入れ</li> <li>・ライフライン情報の取りまとめと報告</li> <li>・自治会との連絡調整及び要望の取りまとめと報告</li> <li>・職員の動員、配置、人員管理</li> <li>・各部との連絡調整</li> </ul>
	財政班	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費負担の指導及び現地連絡</li> <li>・水防管理団体からの資機材要請事務</li> </ul>
	管財班	管財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有財産の被害状況調査の取りまとめと報告、機能確保</li> <li>・所管施設である避難所の開設</li> </ul>
	調査班	税務課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域の被害状況調査の実施と集約、報告</li> </ul>
	会計班	会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策事務の現金支払い</li> <li>・災害関係経費の支出</li> </ul>
	議会班	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員との連絡調整</li> </ul>
	支所班	監査委員事務局 各支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部との連絡調整</li> <li>・危険箇所の応急初期対応</li> <li>・災害情報の収集及び撮影等による記録整理</li> </ul>
	防災隊	防災隊員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内各地のパトロールによる被害情報収集、報告</li> <li>・危険箇所の応急初期対応</li> </ul>
	消防班	消防本部 消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員の出動</li> <li>・危険区域の巡視</li> <li>・水防作業の実施</li> <li>・水難者の救出、捜索等</li> <li>・被害状況の把握と情報収集、報告</li> <li>・避難住民の誘導</li> <li>・気象及び河川情報等の収集</li> <li>・消防相互応援協定市町村との連絡、応援要請</li> <li>・消防防災ヘリコプターの出動要請</li> <li>・搬送者名簿、死者・行方不明者名簿の作成と報告</li> </ul>

民 生 部	市民班	市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設及び運営の総括</li> <li>・避難者状況の記録及び報告</li> <li>・全被災者の安否確認</li> <li>・住民からの相談の受付及び処理</li> <li>・清掃及びし尿、ごみ(災害ごみ含む)、死亡獣畜等の収集及び処理</li> </ul>
	保健・衛生班	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護所の開設</li> <li>・負傷者の名簿作成と報告</li> <li>・被災者の保健指導</li> <li>・避難所の巡回訪問</li> <li>・避難所及び被災地の防疫</li> </ul>
	福祉班	社会福祉課 高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者(障がい者、高齢者等)への支援</li> <li>・社会福祉協議会との連絡調整</li> <li>・食料、生活必需品の調達及び供給</li> <li>・救援物資、救助物資の受け入れ、管理、搬出</li> </ul>
	生涯学習班	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等への食料、生活必需品等必要物資の配送</li> </ul>
産 業 建 設 部	商工観光班	商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気、ガス、通信機関の情報の取りまとめと報告</li> </ul>
	農林班	農林課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業関係施設及び農地、林地等の被害調査、集約及び報告</li> </ul>
	建設班	建設課 公園管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川、橋梁等の災害危険箇所の警戒、予防、防御</li> <li>・道路、河川、橋梁等の災害対策、被害調査と報告及び応急対策</li> <li>・市街地の湛水排除</li> <li>・交通規制</li> <li>・緊急輸送道路の確保と関係機関等への要請</li> <li>・路上障害物の撤去</li> <li>・応急対策用資機材の調達、確保及び管理</li> <li>・道路交通情報(高速道路含む)の収集及び報告</li> <li>・水防作業の現地指導</li> </ul>
	水道班	上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害状況調査と報告、機能確保</li> <li>・取水、導水、送水及び配水計画の総合統制</li> <li>・水道又は下水道に起因する市街地の湛水排除</li> </ul>
教育 部	学校教育班	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児、児童及び生徒の安全確保</li> <li>・炊き出しの実施及び提供</li> </ul>

## 第2節 災害情報の収集体制の整備

災害情報の収集は、消防団、消防本部及び市役所防災隊が各自治会長の協力を得ながら行うものとする。

災害情報収集体制図



## 第3節 災害予防

水災は、河川管理の強化と水防体制の充実により予防を図るものとするが、異常降雨時等は次の措置を講ずるものとする。

### 1 危険区域の巡視

異常降雨等は、被害の発生を防ぐため、消防本部、建設課、防災隊により河川水位が警戒すべき水位に近づいている箇所や過去に洪水被害を生じた箇所、主要河川工作物設置箇所等を考慮して警戒やパトロール等を行う。

### 2 かんがい用排水路、工作物等の点検

農業用かんがい用排水路、用排水機及びその他工作物の管理者は、異常降雨時に備え適宜な点検と予防措置を講じ、災害防止に努めるものとする。

### 3 水防資器材の整備

市は、水防資器材の確保に努めるものとし、保管場所の点検を行い水防資器材が不足すると認められるときは早急に整備を行うものとする。

## 第4節 災害応急対策

### 1 動員の配備、伝達系統及び方法

市長は、水防本部を設置した場合、各班長に対し第1配備、第2配備、さらに緊急事態に備えて本部全職員を待機させる第3配備体制を指令するものとする。各班長は、ただちに所属職員に連絡し、応急措置を実施する体制を整備、確立するものとする。

#### (1) 配置体制

	配 備 時 期	配 備 内 容
警戒配備体制	<p>大雨、洪水、強風等の警報が発令され、今後の気象情報の推移に注意する必要があるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>阿賀野川水防団待機水位(馬下 19.65m/満願寺 5.80m)</li> <li>安野川水防団待機水位(大室 11.64m/金田町 6.27m)</li> </ul> <p>【警戒レベル1】水防団待機の目安となる水位</p>	<p>1 危機管理課担当職員</p>
第1配備体制	<p>大雨、洪水、強風等の警報が発令され、阿賀野川及び市内中小河川の水位の上昇により、市内で氾濫のおそれがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>阿賀野川氾濫注意水位(馬下 20.15m/満願寺 6.50m)</li> <li>安野川氾濫注意水位(大室 12.03m/金田町 7.21m)</li> </ul> <p>【警戒レベル2】水防団出動の目安となる水位</p>	<p>警戒配備体制のほか</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各部長</li> <li>危機管理課全職員</li> <li>建設課の指定職員</li> <li>防災隊全隊員</li> </ol> <p>※ 登庁する職員は、周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。</p>
第2配備体制	<p>大雨、洪水、強風等の警報が発令され、阿賀野川及び市内中小河川の水位の上昇により、氾濫のおそれが高まったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>阿賀野川避難判断水位(馬下 22.00m/満願寺 8.20m)</li> <li>安野川避難判断水位(大室 12.28m/金田町 7.48m)</li> </ul> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難発令の目安となる水位</p>	<p>第1配備体制のほか</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市長 教育長</li> <li>各課局長</li> <li>建設課全職員</li> <li>総務課全職員(支所長を含む)</li> <li>応急対策が必要な課局で、あらかじめ指定された職員</li> <li>指定する避難所担当職員</li> </ol> <p>※ 登庁する職員は、周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。</p>
第3配備体制	<p>市内全域で風水害等が発生し又は発生するおそれが高く、強力な組織をもって災害応急対策を実施する必要があるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>阿賀野川氾濫危険水位(馬下 22.80m/満願寺 9.00m)</li> <li>安野川氾濫危険水位(大室 12.79m/金田町 8.40m)</li> </ul> <p>【警戒レベル4】避難指示発令の目安となる水位</p>	<p>第2配備体制のほか</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>指定する職員(ただし、安野川における第3配備においては全職員)</li> </ol> <p>※ 登庁する職員は、周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。</p>
	<p>風水害が発生した場合</p> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p>	<p>全職員</p>

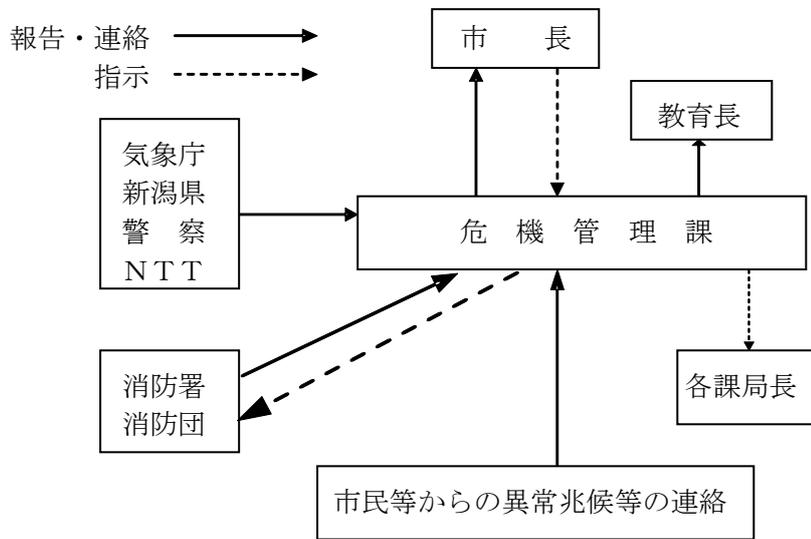
#### (2) 市職員への情報伝達系統

○ 平常時

- ・市長から各課局長を通じて全職員に口頭連絡

○ 勤務時間外

休日・夜間等における情報連絡系統図



- ・伝達は、電話等を使用する。
- ・各職員への伝達は、各課局長・同補佐・係長が手分けして行う。

## 2 水防本部係員等の非常招集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

水防本部員は、休日及び平日勤務時間外において、水害の発生が切迫していると認められるときは、水防本部長指令があったものとして登庁し、その他の係員(職員)は指令を受けた場合は直ちに対応できる状態を保つものとする。

## 3 災害応急対策に対する人員確保

災害応急対策を実施するにあたっては、相当数の人員が必要となるため、災害応援協定に基づく職員の派遣要請や自衛隊の派遣要請、又はボランティアの受入れ等を円滑に行う。

### (1) 職員の派遣要請

- ・災害時における近隣市町村相互援助協定

対策本部会議にて派遣要請人数等を決定し、事務局である新潟市へ要請する。

連絡先 新潟市危機管理防災局危機対策課 025 - 226 - 1146

- 協定市町村 新潟市 長岡市 三条市 新発田市 加茂市 佐渡市 阿賀野市 燕市 五泉市 聖籠町 田上町 弥彦村

- ・大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定  
事務局 新潟県防災局防災企画課 025 - 282 - 1601
- 協定市町村 新潟県及び県内全市町村

(2) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の出動が必要であると認められる場合は、次の事項を明らかにした文書をもって知事に要請する。ただし、緊急を要する場合は、FAX 等で要請し、その後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び派遣要請の事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する人員・船舶・航空機等の概数
- エ 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ その他参考となるべき事項

連絡先 新潟県防災局危機対策課

025 - 285 - 5511

ダイヤルイン 025 - 282 - 1638

FAX 025 - 282 - 1640

(3) ボランティアの受入れ

ボランティアの受入れについては、対策本部会議にて協議し、受入れ人数等を決定する。ボランティアの配置については、その技能が生かされるよう配慮する。

## 第5節 水道・電力・通信の応急修復措置

水道・電力・通信（いわゆるライフライン関係）施設設備に被害が生じた場合は、市は直ちに関係機関へ連絡するものとする。

### 1 水道施設

被災した水道施設については、上下水道局が速やかに施設の応急修復を行うものとする。

#### (1) 送配水管等の損傷

手持資機材により、又は資材不足の場合は、最寄りの水道事業者より緊急輸送を受けて損傷箇所の応急補修を行う。

#### (2) 水源及び機器の損傷

予備施設を運転しながら損傷部分の補修を行うとともに、残留塩素量が0.2 PPM以上（結合残留塩素の場合は、1.5 PPM以上）を管末において保持するよう滅菌を強化して給水を維持するものとするが、施設が全面的に損傷して運転不能で修理が長期にわたり、又は水源が甚だしく汚染された場合は給水を停止する。

### 2 電力供給施設

被災した電力供給施設については、東北電力株式会社新発田電力センターがその応急修復に当たるものとする。

### 3 電気通信設備

被災した電気通信設備については、東日本電信電話株式会社新潟支店がその応急修復に当たるものとする。

# 第3章 重要水防箇所

## 第1節 重要水防区域

### 1 国土交通省直轄管理区間

#### (1) 重要水防箇所

(左岸)

河川名	位置				管理団体	重点区間	Aランク	Bランク	要注意区間	現況	対策水防工法
	市	大字	距離標								
			始点(km)	終点(km)							
阿賀野川	阿賀野	渡場	28.8	28.8+100m	阿賀野市				100	旧川跡	

(右岸)

河川名	位置				管理団体	重点区間	Aランク	Bランク	要注意区間	現況	対策水防工法
	市	大字	距離標								
			始点(km)	終点(km)							
阿賀野川	阿賀野	法柳	11.43	11.52	阿賀野市	122	122			堤体漏水A 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	法柳	11.52	11.60	阿賀野市	108	108			堤体漏水A 基盤漏水A	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	法柳	11.60	11.62	阿賀野市	26	26			堤体漏水A 基盤漏水A 越水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工 積み土のう工
	阿賀野	法柳	11.62	11.80	阿賀野市			232		越水B	積み土のう工
	阿賀野	法柳	11.83	12.00	阿賀野市			251		堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	阿賀野	深堀	12.00	12.20	阿賀野市			223		堤体漏水B 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	深堀	12.20 -100m	12.20 +100m	阿賀野市	200				漏水の恐れあり	月の輪工・釜段工
	阿賀野	深堀	12.80 +98m	13.60	阿賀野市			573		堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	阿賀野	下黒瀬	15.30	15.50	阿賀野市			177		堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	阿賀野 新潟	下黒瀬 沢梅	15.60	15.80 +100m	阿賀野市 新潟市				370	旧川跡	
	阿賀野 新潟	京ヶ瀬工 業団地 沢梅	16.60	16.80 +100m	阿賀野市 新潟市				324	旧川跡	
	阿賀野	京ヶ瀬工 業団地	17.40	17.90	阿賀野市			260		越水B	積み土のう工
	阿賀野	京ヶ瀬工 業団地	17.90	18.70	阿賀野市			181		越水B 堤体漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	阿賀野	京ヶ瀬工 業団地	18.20+4m	18.20+12m	阿賀野市	16		16		越水B	積み土のう工
	阿賀野	下里	18.70	19.10	阿賀野市			235		越水B	積み土のう工
	阿賀野	下里	19.10	19.43	阿賀野市	334	334			越水B 堤体漏水A	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	阿賀野	下里	19.43	19.53	阿賀野市			96		越水B 堤体漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	阿賀野	下里	19.53	19.57	阿賀野市	38	38			越水B 堤体漏水A	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	阿賀野	嘉瀬島	19.57	19.82	阿賀野市			240		越水B 堤体漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	阿賀野	嘉瀬島	19.82	19.90	阿賀野市	68	68			越水B 堤体漏水A	積み土のう工 シート張工・築廻し工
阿賀野	嘉瀬島	19.90	20.00	阿賀野市			85		越水B	積み土のう工	

河川名	位置			管理団体	重点 区間	A ランク	B ランク	要注意 区間	現況	対策水防工法	
	市	大字	距離標								
			始点 (km)								終点 (km)
阿賀野	嘉瀬島	20.00	20.08	阿賀野市	99	99			越水 B 堤体漏水 A	積み土のう工 シート張工・築廻し工	
阿賀野	粕島	20.08	20.40	阿賀野市			417		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	粕島	20.40	20.60	阿賀野市			293		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	粕島	20.60	20.62	阿賀野市			32		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	粕島	20.62	20.69	阿賀野市	112	112			越水 B 堤体漏水 A 基盤漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	粕島	20.60 +50m	20.80	阿賀野市				270	旧川跡		
阿賀野	水ヶ曾根	20.69	20.80	阿賀野市			176		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	水ヶ曾根	20.80	21.00	阿賀野市			339		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	分田	21.00	21.20	阿賀野市			237		基盤漏水 B	月の輪工・釜段工	
阿賀野	分田	21.20	21.40	阿賀野市			291		越水 B 基盤漏水 B	積み土のう工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	上福岡	21.40	22.00	阿賀野市			459		基盤漏水 B	月の輪工・釜段工	
阿賀野	小浮	22.90	23.00	阿賀野市			67		堤体漏水 B	シート張工・築廻し工	
阿賀野	小浮	23.00	23.01	阿賀野市	7	7			堤体漏水 A	シート張工・築廻し工	
阿賀野	小浮	23.01	23.10	阿賀野市			59		堤体漏水 B	シート張工・築廻し工	
阿賀野	千唐仁	23.80	24.20	阿賀野市			424		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	千唐仁	24.20	24.21	阿賀野市	11	11			越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 A	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	千唐仁	24.21	24.31	阿賀野市			114		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	千唐仁	24.20 +50m	24.40 +50m	阿賀野市				228	旧川跡		
阿賀野	千唐仁	24.31	24.71	阿賀野市			355		越水 B	積み土のう工	
阿賀野	千唐仁	24.71	25.09	阿賀野市			377		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	千唐仁	24.60 +100m	24.80 +69m	阿賀野市	169	169			基盤漏水 A	月の輪工・釜段工	
阿賀野	小浮	25.09	25.10	阿賀野市	10	10			越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 A	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	小浮	25.10	25.20	阿賀野市			99		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	小浮	25.20	25.31	阿賀野市			110		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	小浮	25.31	25.34	阿賀野市	30	30			堤体漏水 A 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	小浮	25.34	25.40	阿賀野市			60		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	小浮	25.40	25.80	阿賀野市			450		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
阿賀野	小浮	25.60	25.80	阿賀野市				226	旧川跡		
阿賀野	小浮	25.80	25.88	阿賀野市			85		基盤漏水 B	月の輪工・釜段工	
阿賀野	小浮	26.20	26.40	阿賀野市	222	222			基盤漏水 A	月の輪工・釜段工	
阿賀野	小浮	26.40	26.80	阿賀野市			524		越水 B	積み土のう工	
阿賀野	保田 新保	26.80	27.00	阿賀野市			228		越水 B 堤体漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工	

河川名	位置			管理団体	重点 区間	A ランク	B ランク	要注意 区間	現況	対策水防工法	
	市	大字	距離標								
			始点 (km)								終点 (km)
阿賀野川	阿賀野	保田 新保	27.00	27.20	阿賀野市		301		堤体漏水 B	シート張工・築廻し工	
	阿賀野	保田 新保	27.00	28.80 +100m	阿賀野市			2,169	旧川跡		
	阿賀野	新保	27.20	27.80	阿賀野市		859		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
	阿賀野	新保	27.80	27.85	阿賀野市	44	44		堤体漏水 B 基盤漏水 A	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
	阿賀野	新保	27.85	28.20	阿賀野市		308		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
	阿賀野	新保	28.20	28.21	阿賀野市	9	9		堤体漏水 B 基盤漏水 A	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
	阿賀野	新保	28.21	29.40	阿賀野市			1,019	堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
	阿賀野	新保	29.40	29.51	阿賀野市			95	越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工	
	阿賀野	渡場	29.54	29.60	阿賀野市			52	越水 B 堤体漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工	
	阿賀野	渡場	29.60	30.60	阿賀野市			1,124	越水 B	積み土のう工	
阿賀野	渡場	30.60 +110m	30.80 +70m	阿賀野市	145	145		水衝・洗堀 A	木流し工・川倉工		
阿賀野	草水 小松	31.80	32.60	阿賀野市			799	越水 B	積み土のう工		
阿賀野	小松	32.60	33.00	阿賀野市		397		越水 A	積み土のう工		
阿賀野	小松	33.00	33.20	阿賀野市			199	越水 B	積み土のう工		
阿賀野	小松	33.20	33.40	阿賀野市		169		越水 A	積み土のう工		
阿賀野	小松	33.40	34.00	阿賀野市			504	越水 B	積み土のう工		

(2) 構造上危険な構造物

都市	区	位置		構造物名	設置者名 (管理団体)	現況	現況	予想される危険	対策水防工法
		大字	河口からの距離						
新潟 阿賀野	江南区	横越 下黒瀬	左13.4+180m 右13.6+130m	横雲橋	新潟市	B	桁下高不足B 径間長不足	越水	積み土のう工
新潟 阿賀野	秋葉区	中新田 下里	左18.2+90m 右18.2+5m	羽越本線鉄橋	J R 東日本	B	桁下高不足B 径間長不足	越水	積み土のう工
新潟 阿賀野	秋葉区	中新田 下里	左18.2+175m 右18.4+20m	阿賀浦橋	新潟県	B	桁下高不足B	越水	積み土のう工
阿賀野		渡場 新保	左29.2 右29.2+170m	渡場床固工	新潟県	A	水制工決壊	水衝・洗堀	木流し工・ 川倉工
五泉 阿賀野		馬下 小松	左32.4+120m 右32.4+120m	馬下橋	新潟県	B	径間長不足	越水	積み土のう工

## 2 県管理区間

河川番号	河川名	位置		現況 評定 基準	重要度			要注意 区間	予想 される 危険	対策水防工法
		市名	町名		重点区間	A	B			
9	駒林川	阿賀野市	駒林中央町	越水	右 400 左 400	右 1,000 左 1,000	右 1,600 左 1,600		越水	積み土のう工
10	福島瀧	阿賀野市	飯山新	越水			右 1,000		越水	積み土のう工
15	荒川	新発田市 阿賀野市	中之通 中ノ通	越水			右 1,000 左 1,000		越水 欠壊	積み土のう工 シート張り工
18	割石川	阿賀野市	勝屋	越水			右 700 左 700		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工 シート張り工
19	上江川	阿賀野市	折居	水衝・洗堀			右 800 左 800		欠壊	積み土のう工
		阿賀野市	折居	越水		右 700 左 700			越水	積み土のう工
20	安野川	阿賀野市	金小里	H30 新堤防				右 3,150 左 3,150	欠壊	積み土のう工 木流し工 シート張り工
		阿賀野市	百津屋	堤体漏水			右 2,480 左 2,470		欠壊	積み土のう工 木流し工 シート張り工
		阿賀野市	百津屋	堤体漏水		右 620 左 650			欠壊	月の輪工 シート張り工
		阿賀野市	荒屋大	越水			右 4,200 左 4,200			
		阿賀野市	山寺	越水		右 500			越水	積み土のう工
21	太荒川	阿賀野市	大野地次郎丸	越水			右 4,700 左 4,700	欠壊	積み土のう工 シート張り工	
22	大通川	阿賀野市	榎日の出町	越水			右 3,800 左 3,800		越水	積み土のう工
		阿賀野市	横山走	越水			左 850		越水	積み土のう工
23	塚田川	阿賀野市	山倉崎	越水			右 2,400 左 4,430	欠壊	積み土のう工 シート張り工	
26	大百川	阿賀野市	大室	越水		左 600		越水 欠壊	積み土のう工	
27	七浦川	阿賀野市	大野地	水衝・洗堀			右 1,050 左 1,050		越水	積み土のう工
		阿賀野市	大野地宮島	越水	右 650 左 650		左 580		越水	積み土のう工
28	六沢川	阿賀野市	村杉	越水			右 200		越水	積み土のう工
29	古川	阿賀野市	粕島前	越水			右 2,900 左 2,900		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
44	都辺田川	阿賀野市	保田福永	堤体漏水			右 3,200 左 3,200		欠壊	積み土のう工 木流し工
49	藤戸川	阿賀野市	草水	越水			右 500 左 500		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工

### 3 阿賀野市危険箇所

#### 安田地区

危険箇所	状況	対処方法	担当課
原町 都辺田川	宅地浸水	水門操作 ポンプ排水(2か所)	建設課
久保 紅丸アパート付近	道路冠水	常設ポンプ排水	建設課
ホリスティックパーク	浸水	施設撤去	公園管理事務所
安田橋運動公園	浸水	施設撤去	生涯学習課
小松 大沢川樋門	施設管理	交通規制・ポンプ排水・水門 操作	建設課 (河川事務所)
都辺田川 17号・18号樋門	施設管理	水門操作	建設課 (新潟県)
ホテルさきはな	浸水	避難指示	危機管理課
東部産業団地 あがの池	調整池	日常の管理でゴミを除去する	商工観光課
岩野 産業団地排水路	越水・農地被害	日常の管理でゴミを除去する	建設課
宝珠温泉	駐車場冠水	車両の迅速な移動	商工観光課
十王堂川	内水氾濫	ポンプ排水・川沿線土のう積	建設課
藤戸川	内水氾濫	土のう積	建設課 (新潟県)
丸山 海老漣川上山橋	法面崩壊	土のう積	建設課
国道49号線 山本新アンダーボックス	道路浸水	通行止め・バリケード設置	建設課
国道49号線 南郷アンダーボックス	道路浸水	通行止め・バリケード設置	建設課
県道白根・安田線 新江用水路アンダーボックス	道路浸水	通行止め・バリケード設置	建設課

#### 京ヶ瀬地区

危険箇所	状況	対処方法	担当課
緑岡4地内 市道緑岡前山線沿線	道路側溝浸水 道路・宅地浸水	処理場内雨水排水ポンプ稼動 確認・調整池確認・土のう積	建設課
京ヶ島～関屋地内 田区	田区浸水	関屋187号浸水の場合 →バリケード設置	建設課
月崎地内 花立川沿線	河川溢水 道路・宅地浸水 田区浸水	堤防土のう積 バリケード設置・誘導員配置	建設課
小島～川前地内 古川沿線田区	河川溢水 田区浸水	小島265号浸水の場合 →バリケード設置	建設課
小島集落内 小島258号沿線	道路側溝溢水 道路・宅地浸水	土のう積み・バリケード設置 誘導員配置	建設課

深堀集落内 深堀 46 号沿線	道路・宅地浸水	土のう積み・バリケード設置 誘導員配置	建設課
国道 460 号下里地内 J R ガード下	道路側溝溢水 道路浸水	バリケード設置・誘導員配置 (株三浦組)	建設課
阿賀野川右岸堤防 市道堤防線	堤防溢水・決壊	土のう積み他水防活動	建設課 (河川事務所)
阿賀野川右岸堤防水門	施設管理	水門操作	建設課 (河川事務所)
阿賀野川河川敷 籠尻川河川公園	河川高水敷溢水	公園施設撤去	公園管理事務所
県道水原亀田線 下里地内 籠尻川交差点付近	河川溢水 道路浸水	バリケード設置・誘導員配置 (株三浦組)	新潟県
市道京ヶ島 171 号 籠尻川交差点付近	河川溢水 道路浸水	バリケード設置・誘導員配置	建設課

#### 水原地区

危険箇所	状況	対処方法	担当課
中央町 1 丁目 白鳥通付近	道路冠水	通行止・バリケード設置	建設課
中央町 1 丁目 天朝閣付近	道路冠水	通行止・バリケード設置	建設課
岡山市 天朝山脇	道路冠水	通行止・バリケード設置	建設課
中央町 2 丁目 堰場付近	道路・宅地冠水	通行止・バリケード設置	建設課
下条町 無為信寺前	道路冠水	通行止・バリケード設置	建設課
南安野町 国道 460 号	道路浸水	通行止・バリケード設置 (株井上土木)	新潟県
中島町 中島 4 付近	道路冠水	通行止・バリケード設置	建設課
押切 白川堰	施設管理	現場確認・水門操作	建設課
大野地樋門	宅地浸水 道路浸水	水門操作 ポンプ排水	建設課
水ヶ曾根 古川堰	施設管理	水門操作・ポンプ排水	建設課 (河川事務所)
安野川右岸線 J R アンダーパス	道路浸水	通行止・バリケード設置	建設課

笹神地区

危険箇所	状況	対処方法	担当課
上関口～下山屋 新潟五泉間瀬線 塚田川沿線	河川溢水 道路浸水	通行止・バリケード設置 折居川改修により危険性は減少	建設課
宮島地内 七浦川	河川溢水 道路浸水	堤防土のう積 バリケード設置	建設課 (新潟県)
村杉地内 山水道路横断箇所	宅地浸水	土のう積	建設課
押切地内 集会所～集落入口	道路側溝浸水 宅地浸水	土のう積	建設課
笹岡地内 御巡幸線・新潟五泉間瀬線交差点	河川溢水 宅地浸水	土のう積 通行止・バリケード設置	建設課
船居～高田地内 大通川右岸	堤防越水	河川パトロール 大型土のう設置	建設課 (新潟県)
羽黒地内 大荒川羽黒堰	河川溢水	河川パトロール 水門操作	建設課 (新潟県)
大室地内 里川水門	河川溢水	河川パトロール 堰の調整	建設課 農林課
大室～金田町 安野川	河川溢水	河川パトロール	建設課 (新潟県)

# 第4章 気象状況及び洪水予報

## 第1節 洪水予報を行う河川

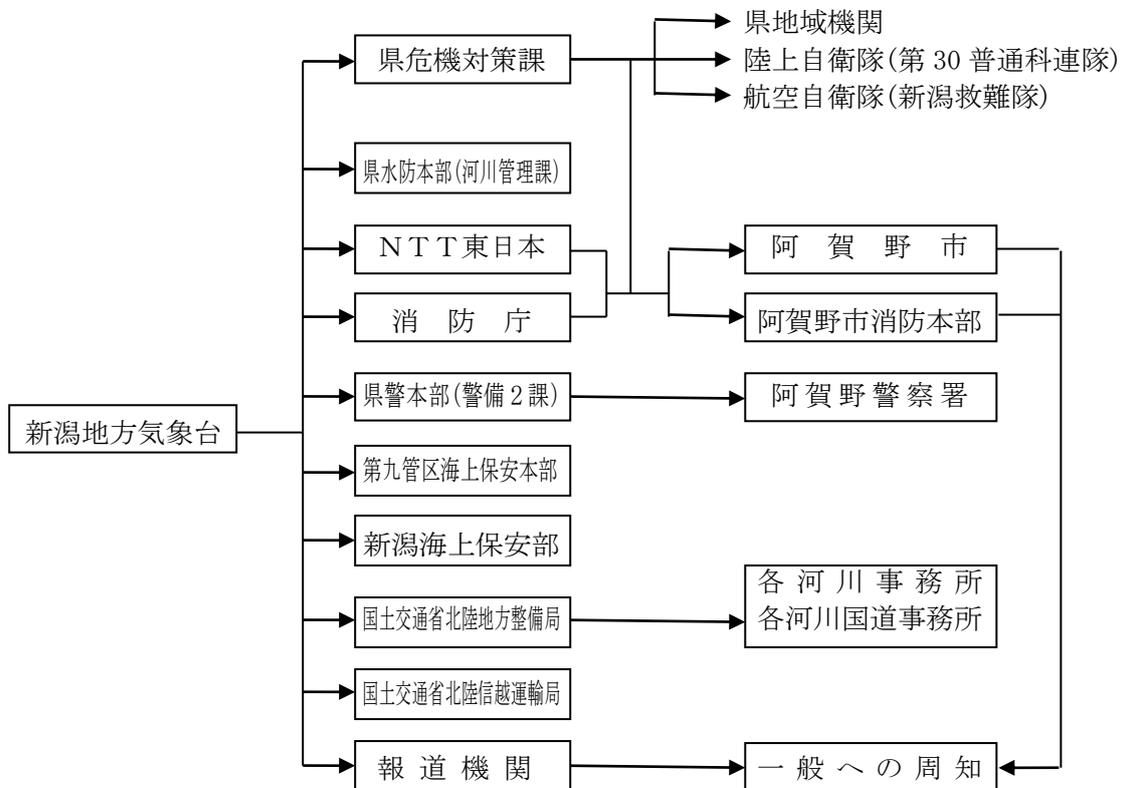
水防法第10条第2項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が洪水予報を行う河川で、阿賀野市に関するものは、次のとおりである。

河川名	区 域	洪水予報 基準地点	担当官署名
阿賀野川	左岸 新潟県五泉市大字馬下字大沢 1814 番の 2 から海まで 右岸 新潟県阿賀野市小松字下河原 1635 番地から海まで	馬 下 満願寺	北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所 新潟地方気象台

## 第2節 気象状況及び洪水予報の連絡

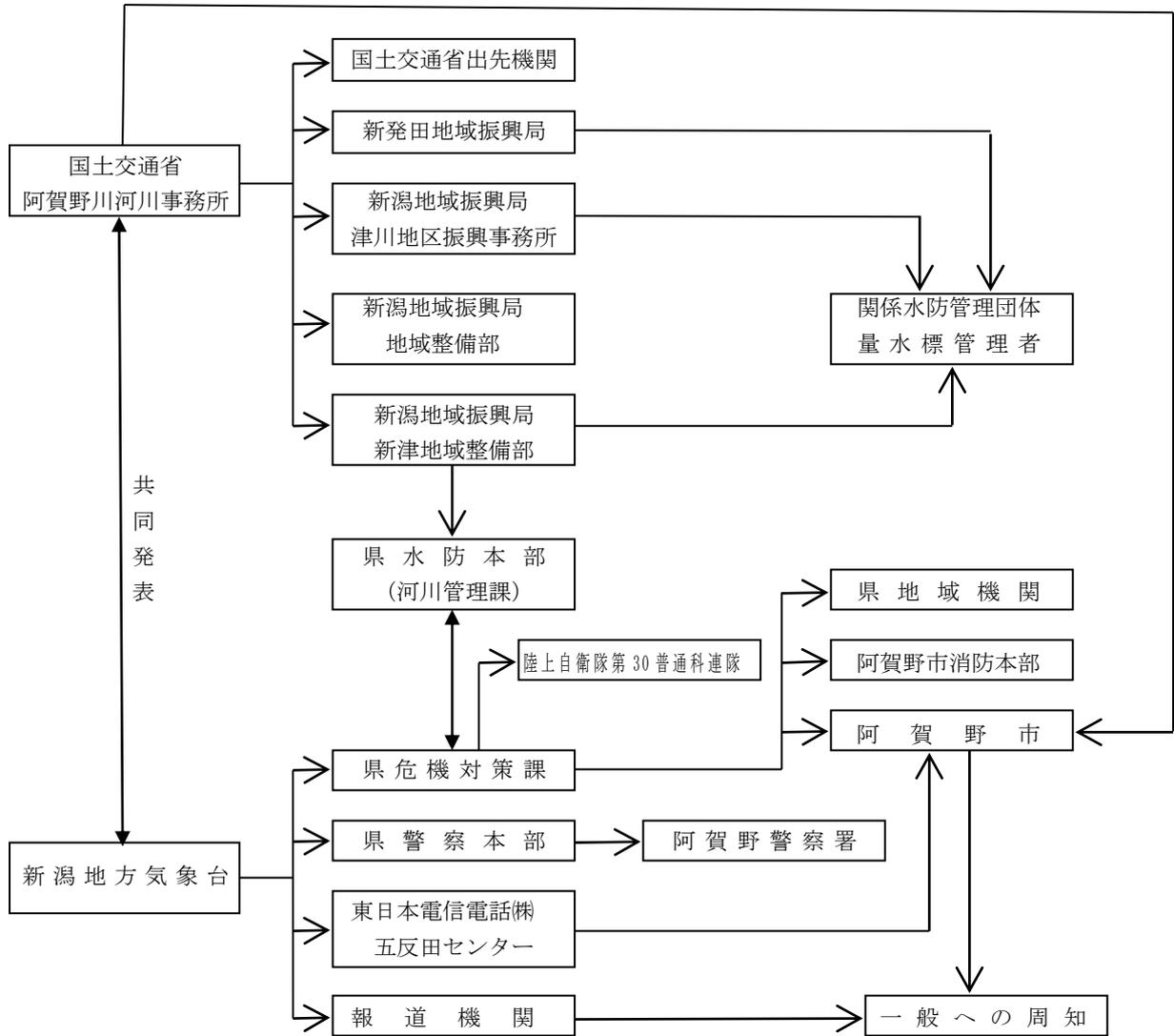
### 1 気象状況の連絡

水防法第10条第1項の規定による気象状況の連絡は、次の系統により行う。



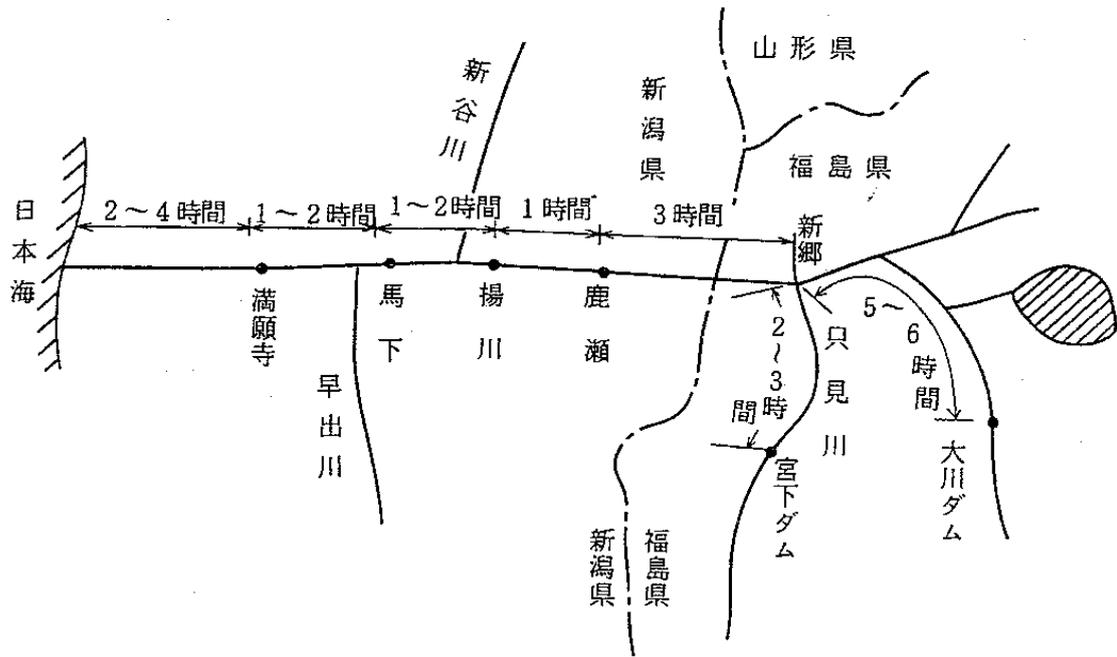
## 2 阿賀野川洪水予報の通知

水防法第10条第2項及び法第11条、法第13条の2の規定による阿賀野川の洪水予報の通知は、次のとおりである。



なお、阿賀野川の浸水想定区域に対する洪水予報、水位到達情報の伝達は市防災行政無線（同報系）、コミュニティ放送、市及び消防の広報車、サイレン、インターネット等多様な情報伝達手段を使用し、当該区域住民の安全確保を図るものとする。

### 3 阿賀野川洪水到達時間



## 第5章 水防警報及び水防情報の提供

### 第1節 水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者及び水防情報提供者

(1) 水防法第16条の規定により国土交通大臣が水防警報を行う河川で、阿賀野市に関するものは、次のとおりである。

河川名	区 域	発 表 者
阿賀野川 (幹川)	左岸 阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工 から海まで	阿賀野川河川事務所長
	右岸 阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工 から海まで	

(2) 水防法第16条の規定により新潟県知事が水防警報を行う河川で、阿賀野市に関するものは、次のとおりである。

河川名	区 域	発 表 者
阿賀野川	左岸 福島県界から阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工まで	新潟地域振興局長
	右岸 福島県界から阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工まで	
安野川	左岸 阿賀野市大室から阿賀野川合流点まで	新発田地域振興局長
	右岸 阿賀野市大室から阿賀野川合流点まで	

### 第2節 水防警報及び水防情報提供の対象とする水位観測所

水防警報の対象となる阿賀野川水位観測所は、次のとおりである。

(1) 国土交通大臣所管

河川名	観測所名	地名			はん濫 危険水位	避難判断 水位	はん濫 注意水位	水防団 待機水位	摘 要	堤防高	量水標の 零点標高
		郡市	町村区	大字	(危険 水位 (流量))	(特別 警戒 水位 (流量))	(警戒 水位 (流量))	(通報 水位 (流量))			
阿賀野川	馬 下	五 泉	一	馬 下	22.80	22.00	20.15	19.65	テレメーター	24.15	0.000
	満願寺	新 潟	秋葉	満願寺	9.00	8.20	6.50	5.80	〃	12.17	0.000

(2) 新潟県知事所管

河川名	観測所名	地名			はん濫 危険水位	避難判断 水位	はん濫 注意水位	水防団 待機水位	摘 要	堤防高	量水標の 零点標高
		郡市	町村区	大字	〔危険〕 水位 (流量)	〔特別〕 警戒 水位	〔警戒〕 水位 (流量)	〔通報〕 水位 (流量)			
阿賀野川	津 川	東蒲原郡	阿賀町	津川	52.55	52.10	50.70	50.00	テレメーター	55.45	0.000
安野川	大 室	阿賀野市		七浦	12.79	12.28	12.03	11.64	テレメーター	14.69	0.000
	金田町	阿賀野市		金田町	8.40	7.48	7.21	6.27	テレメーター	10.13	0.000

### 第3節 水防警報及び水防情報

#### 1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

#### 2 水防警報の段階と範囲

##### (1) 水防警報の段階

種 類	内 容	発表基準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は

	の。	水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに水防活動上必要な越水・漏水調査・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
状 況		適宜河川の状況により必要と認められるとき。

(2) 水防警報の対象量水標の位置

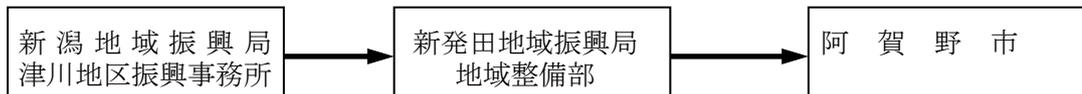
所 管	河川名	位 置	備 考
国土交通大臣所管	阿賀野川	馬下	
		満願寺	
新潟県知事所管	阿賀野川	津川	
	安野川	大室	
		金田町	

(3) 水防警報の伝達系統

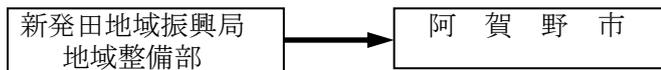
阿賀野川（馬下、満願寺）



阿賀野川（津川）



安野川（大室、金田町）



## 第4節 水防重要樋門等

阿賀野川において水防警報等が発せられたとき及びその他の河川水位が警戒すべき水位に近づいた場合は、速やかに樋門等管理者へ通報する。

### 水防重要樋門等

	水門名称	位置	管理者	連絡先	電話番号
阿賀野川	上ノ沢樋管	阿賀野市小松	国土交通省	阿賀野川河川事務所 満願寺出張所	22 - 1132
阿賀野川	大沢川樋門	阿賀野市小松	国土交通省	阿賀野川河川事務所 満願寺出張所	22 - 1132
阿賀野川	海老漣樋門	阿賀野市保田	国土交通省	阿賀野川河川事務所 満願寺出張所	22 - 1132
阿賀野川	千唐仁樋管	阿賀野市千唐仁	国土交通省	阿賀野川河川事務所 満願寺出張所	22 - 1132
阿賀野川	大河原樋管	阿賀野市島瀬	国土交通省	阿賀野川河川事務所 満願寺出張所	22 - 1132
阿賀野川	ホ種樋管 (水ヶ曾根排水機場)	阿賀野市水ヶ曾根	新潟県	阿賀野市農林課	62 - 2510
阿賀野川	古川樋管	阿賀野市水ヶ曾根	国土交通省	阿賀野市建設課	62 - 2510
阿賀野川	籠尻川排水機場	阿賀野市下黒瀬	新潟県	阿賀野川土地改良区	62 - 2140
阿賀野川	法柳樋門	阿賀野市乙金沢	国土交通省	阿賀野市建設課	62 - 2510
阿賀野川	安野川水門	阿賀野市乙金沢	国土交通省	阿賀野市建設課	62 - 2510
大荒川	白川堰	阿賀野市須走	新潟県	阿賀野市建設課	62 - 2510
大荒川	羽黒堰	阿賀野市羽黒	新潟県	阿賀野市建設課	62 - 2510
都辺田川	水門 1～21	阿賀野市 保田、沢田、福永	新潟県	阿賀野市建設課 阿賀野川土地改良区	62 - 2510 62 - 2140

## 第6章 管内河川の警報等

### 第1節 警報

当市管内を流れる河川のうち、阿賀野川及び安野川を除く河川については、市長が次の基準により警報を発表する。

- (1) 局地的な集中豪雨によって河川が急激に増水し、決壊又は破堤の恐れがあると判断されるとき。
- (2) 24時間に100mmを越えるような雨量を記録し、関係地域の住民から河川が危険状態である旨の通報を受けたとき。
- (3) その他河川の破堤、決壊が生ずるような事態が生じたとき。

### 第2節 消防団各分団の受け持ち区域

各分団の水防受け持ち区域は、次に示すとおりとする。

河川名	区域	延長(m)	担当分団	人員(人)	責任者
阿賀野川	小松～渡場	5,200	安田第2分団	53	安田第2分団長
〃	新保～稗河原場	7,100	安田第3分団	53	安田第3分団長
〃	分田8～水ヶ曾根	1,500	水原第3分団	73	水原第3分団長
〃	粕島～下里	3,200	京ヶ瀬第3分団	42	京ヶ瀬第3分団長
〃	下黒瀬～法柳	3,600	京ヶ瀬第2分団	48	京ヶ瀬第2分団長
〃	乙金湧	500	京ヶ瀬第1分団	39	京ヶ瀬第1分団長
藤戸川	草水	2,800	安田第2分団	53	安田第2分団長
海老漉川	丸山～籠田	2,700	安田第1分団	53	安田第1分団長
都辺田川	ツベタ～安田新栄町	6,900	安田第1分団	53	安田第1分団長
〃	南郷砂山	700	安田第3分団	53	安田第3分団長
古川	分田～水ヶ曾根左岸	2,900	水原第3分団	73	水原第3分団長
〃	川前～小島右岸	2,900	京ヶ瀬第3分団	42	京ヶ瀬第3分団長
安野川	今板～宮嶋	6,600	笹神第2分団	83	笹神第2分団長
〃	里～荒屋	1,900	水原第2分団	85	水原第2分団長
〃	弥生町～百津	2,000	水原第1分団	88	水原第1分団長
〃	月崎	300	京ヶ瀬第3分団	42	京ヶ瀬第3分団長
〃	山口～下山口3	1,500	水原第1分団	88	水原第1分団長
〃	小里～乙金湧	2,900	京ヶ瀬第1分団	39	京ヶ瀬第1分団長
駒林川	境新田	300	水原第2分団	85	水原第2分団長
〃	下金田～みそら野	4,000	水原第1分団	88	水原第1分団長
〃	駒林	3,200	京ヶ瀬第1分団	39	京ヶ瀬第1分団長

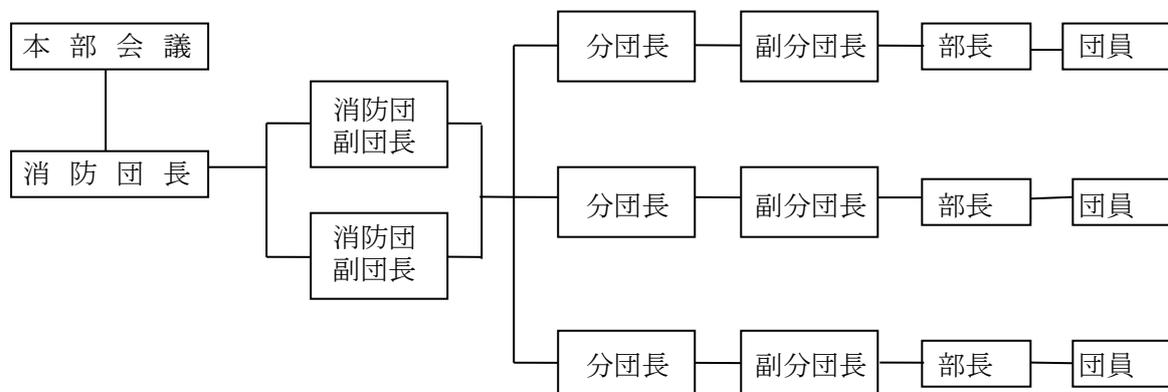
河川名	区域	延長(m)	担当分団	人員(人)	責任者
大通川	須走～横山	1,400	笹神第1分団	83	笹神第1分団長
〃	日の出町～沖通	4,800	水原第1分団	88	水原第1分団長
〃	沖ノ館～榎	2,000	笹神第3分団	83	笹神第3分団長
七浦川	山寺～宮嶋	2,400	笹神第2分団	83	笹神第2分団長
〃	里～大野地	1,100	水原第2分団	85	水原第2分団長
大荒川	畑江	5,000	笹神第2分団	83	笹神第2分団長
〃	羽黒～押切	4,000	笹神第1分団	83	笹神第1分団長
〃	大野地～境新田	900	水原第2分団	85	水原第2分団長
塚田川	羽黒～塚田	2,300	笹神第1分団	83	笹神第1分団長
〃	上関口～山倉新田	5,700	笹神第3分団	83	笹神第3分団長
割石川	勝屋～女堂	4,800	笹神第2分団	83	笹神第2分団長
折居川	折居～女堂	6,000	笹神第2分団	83	笹神第2分団長
〃	上一分～下一分	2,800	笹神第1分団	83	笹神第1分団長
〃	長起～山倉新田	3,500	笹神第3分団	83	笹神第3分団長
上江川	折居～女堂	3,100	笹神第2分団	83	笹神第2分団長
大日川	大日～大室	6,600	笹神第2分団	83	笹神第2分団長
ム沢川	村杉	1,400	笹神第2分団	83	笹神第2分団長
荒川川	中ノ通	1,200	笹神第3分団	83	笹神第3分団長

※ 上記以外における水防活動については、阿賀野市消防団規則第4条で定める管轄区域の分団がこれにあたる。

また、団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることができるものとする。

### 第3節 消防団への連絡

消防団への連絡体制は次による。



伝達方法は、電話による。

# 第7章 水防活動

## 第1節 水防管理団体の非常配備

1 市長が消防団及び消防本部、水防協力団体を非常配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

- (1) 市長が自らの判断により必要と認めた場合
- (2) 水防警戒河川にあっては、水防警報が発せられた場合
- (3) 水防情報提供河川にあっては、水防情報が発せられた場合
- (4) 緊急にその必要があるとして県知事からの指示があった場合

2 消防団及び消防本部、水防協力団体に対する非常配備

### (1) 待機

市長はその後の情勢を把握することに努め、消防団員が直ちに次の段階に速やかに入り得るような体制を整備しておくものとする。

待機の指令は、水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合に発する。

### (2) 準備

消防団及び消防本部、水防協力団体の長は所定の場所に集合し、資材及び機器の整備点検、作業員の配備計画等にあたり、水閘門、樋門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため一部団員に出動させる。

準備の指令は、河川水位が水防団待機水位(通報水位)を越え、なお上昇し、氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるときに発する。

### (3) 出動

消防団及び消防本部、水防協力団体の全員が所定に集合し、警戒配備につく出動の指令は、河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)以上に上昇のおそれがあり、出動の必要を認めたときに発する。

3 水防団の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条の規定による水防警報等を受けたとき又は洪水の危険が予想されることから洪水による危険が除去されるまでの間、この計画に基づいて行動するものとする。

## 第2節 巡視及び警戒

1 平常時

市長、消防団長又は消防長(以下「水防管理者等」という。)は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川の管理者等は、必要な措置を行うとともに、措置状況を市

長に報告するものとする。河川等の管理者が自ら行う巡視等において、水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告するものとする。

水防管理者等が出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認められる箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川等の管理者に立会い又は共同で行うことを求めることができるものとする。

## 2 出水時

水防管理者等は、水防管理団体が非常配備体制をとったとき、又は出動命令を発したときは、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、河川等の管理者に連絡し、河川等の管理者は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊、漏水等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部からの漏水と扉の閉まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

## 第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、市長は平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時にできるよう努めなければならない。

## 第4節 緊急交通

### 1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、消防団員及び消防本部に属する者並びに市長から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

### 2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防本部に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長、消防団員又は消防本部に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は消防団長、消防団員又は消防本部に属する者の職権を行うことができるものとする。

## 第6節 避難立退き

### 1 避難の指示

洪水又は津波による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線、ラジオ、信号、広報車、その他の方法により立退き、又はその準備を指示する。なお、市長は阿賀野警察署長にその旨を通知するものとする。

### 2 立退き

立退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は市と協力して誘導する。

市長は、阿賀野警察署長及び消防長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等について必要な措置を講じておくものとする。

また、消防団長及び消防長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難が必要と認めるときは、安全な場所に避難誘導する。

## 第7節 決壊・漏水等の通報及び措置

堤防が決壊、又はこれに準ずる越水・溢水及び漏水等の事態が生じたときは、当該水防管理団体、消防団長、消防長又は水防協力団体の代表者は直ちにこの状況に関係機関(阿賀野川河川事務所長、新発田地域振興局長、J R 東日本新潟支社保線区長、阿賀野警察署長)及び氾濫すると思われる方向の隣接水防管理団体その他必要な団体に通報する。

決壊後といえども市長、消防団長、消防長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

## 第8節 水防配備の解除

市長は水位が低下したとき、巡視等により被害が確認されなかったとき又は応急復旧等が終了したとき、水防の警戒及び作業の必要がなくなったときは、これを一般に周知する。

## 第9節 水防訓練

市は、毎年1回以上なるべく出水期前に消防団、消防本部及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や阿賀野川河川事務所が主催する水防技術講習会へ消防団員を参加させる等、積極的に水防技術を身につけさせるものとする。

# 第8章 費用負担と公用負担

## 第1節 費用負担

水防に要する費用は、当該区域を管理する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体が協議して定める。

また、水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

この場合、その費用の額及び負担の方法は両者協議によって定める。

## 第2節 公用負担

1 水防のため必要あるときは、市長及び消防団長又は消防長は、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の収用
- ③ 車両、その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物、その他障害物の処分

また、市長から委任を受けた者は、上記①から⑤(②における収用を除く。)の権限を行使することができる。

### 2 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、市長、消防団長又は消防長にあつてその身分を示す証明書を、市長から委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要な場合にこれを提示しなければならない。

なお、市長から委任を受けた民間事業者にあつては、水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

### 3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずるものに交付するものとする。



## 第9章 協力・応援

---

### 第1節 水防機関の協力等

- (1) 市長は、他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で消防団員を指揮し必要な器具、資材を携行し、直ちに応援する。
- (2) 水防区域内において2以上の管理団体に関係ある水防事務については、各水防管理者相互において予め協定しておく。
- (3) 市長は、水防上必要があると認めるときは、阿賀野警察署長に対し警察官の出動を求めるものとする。(法第22条)
- (4) 市長は、緊急時に必要があると認めるときは、県を通じ自衛隊の出動を要請するものとする。

# 第 10 章 水防報告

## 第 1 節 水防概況報告

市長は、水防活動終了後 2 日以内に新発田地域振興局を經由して県土木部河川管理課(水防本部)にその概況を速報するものとする。また、阿賀野川に関しては、阿賀野川河川事務所長にも概況を速報する。

なお、特に次期水防に必要な資材等の不足が生じた場合はその旨あわせて連絡するものとする。

## 第 2 節 水防活動実施報告 (昭和 53 年 1 月 28 日付け、建設省河治発第 4 号、河川局長通達)

市長は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて、所定の様式により新発田地域振興局長及び阿賀野川河川事務所長に報告しなければならない。

- 1 水防実施河川名及び位置
- 2 活動日時
- 3 活動人員 (当該箇所の延人員)
- 4 水防活動費用の内訳
- 5 その他必要な事項

下記事項については、記録を整理しておき、必要に応じ報告する。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 消防団員又は消防本部に属するものの出動の時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他施設等の異状の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分(水防資材費が不明のときはとりあえずその旨を報告すること)
- (7) 水防法第 28 条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその理由、並びに除去の場所
- (9) 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- (10) 自衛隊及び一般の応援の状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察の援助状況
- (13) 現場指導官の所属、氏名
- (14) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 殊勲者及びその功績
- (17) 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

(18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況

(19) その他必要な事項

注) 年間の主要資材使用額が一定の額（補助基本額約 35 万円）以上となると補助金が交付される予定なので、市は、報告をできるだけ正確に行い交付の際に必要な書類（資材受払簿、資材購入証拠書類、現地状況写真等）を整理しておくこと。

### 第 3 節 消防団の報告

各分団長は、水防活動終了後、速やかに水防本部長に報告しなければならない。

# 第 11 章 通信連絡及び輸送

## 第 1 節 水防通信連絡

水防上緊急を要する通信は、無線通信を主として使用し、近距離の連絡確保のため通信の発着点、資材備蓄所、水防作業現場等には必ず自転車等の伝令を配置するものとする。

## 第 2 節 災害時優先通信の取扱い

非常事態において、電信電話回線の通信が輻輳し一般加入電話からの即時通話ができないときでも、水防上緊急を要する場合は、法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法第 8 条第 1 項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

## 第 3 節 その他の通信施設の使用

専用の電話及び一般加入電話により通信が途絶又は著しく輻輳し、特に緊急を要する場合は、法第 27 条及び電波法第 52 条の規定により「非常通信」として次に掲げる機関の通信施設を使用するものとする。

- 1 警察通信施設
- 2 国土交通省関係通信施設
- 3 鉄道関係通信施設
- 4 その他の通信施設

アマチュア無線、民間等の無線通信施設の使用が不可欠のときは、電波法第 52 条の規定による「非常通信」の取扱いとして、施設管理者に通信連絡の要請を行うこと。

## 第 4 節 輸送の確保

- 1 市は、管内の重要水防区域についてあらゆる状況を推定した次のような輸送経路図を作成し、所轄地域振興局長に提出しておくものとする。
  - (1) 付近略図に道路幅員その他通路の分かる輸送網図
  - (2) 万一に備えた多角的輸送路の選定図
- 2 市は、近距離輸送のためトラックその他輸送車の配備を計画しておくものとする。

# 第 12 章 津波に対する水防活動について

## 第 1 節 水防配備

### 1 津波に対する水防体制

	配備時期	配 備 内 容
警戒配備 I	津波注意報	危機管理課職員
警戒配備 II	津波警報	危機管理課職員 防災隊員
災害対策本部	大津波警報	市長 教育長 各部課局長 総務課全職員 建設課全職員 上下水道局全職員 農林課全職員 指定する避難所担当職員 応急対策が必要な課局であらかじめ指定された職員 ※浸水被害が想定区域を大幅に超え、人家等に被害が及ぶような場合は全職員

### 2 水防管理団体の非常配備

消防団及び消防本部、水防協力団体に対する非常配備

#### (1) 待機

気象庁から津波警報等が発表された場合、市長はその後の情勢を把握することに努め、消防団員の安全を確保したうえで直ちに次の段階に入れるような体制を整備しておくものとする。

#### (2) 出動

津波警報等が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき、区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

## 第 2 節 水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者

### 1 水防警報発令河川

法第 16 条の規定により国土交通大臣が津波に対する水防警報を行う河川は次のとおり。

発表機関	河川名	発表対象市
阿賀野川河川事務所	阿賀野川	阿賀野市・新潟市

法第 16 条の規定により新潟県知事が津波に対する水防警報を行う河川は次のとおり。

発表機関	河川名	発表対象市
新発田地域振興局	安野川	阿賀野市・新発田市

### 第 3 節 津波災害警戒区域

#### 1 津波災害警戒区域

新潟県が指定する津波災害警戒区域は次のとおりであり、新潟東港に襲来した津波が福島潟放水路を遡上し、福島潟に到達するものと想定され、その一部はさらに折居川・新井郷川に遡上するものと考えられている。

場所	想定浸水深	到達時間	最高流速
阿賀野市榎(大通川西側の圃場)	0.01m～1.0m	50 時間後	0.01m/s 以上 0.2m/s 未満
阿賀野市藤屋・飯山新(北西側の圃場)	0.01m～0.5m	27 時間後	0.01m/s 以上 0.2m/s 未満
阿賀野市中ノ通(北西側の圃場)	0.01m～0.5m	11 時間後	0.01m/s 以上 0.2m/s 未満
折居川(河口から上関口東大橋付近まで)	0.1m～0.5m	12 時間後	0.2m/s 以上 0.5m/s 未満

### 第 4 節 水防警報及び水防情報提供の段階と範囲

#### 水防警報及び水防情報提供の段階

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。	気象庁からの県内沿岸への津波警報等の発表をもって待機とし、国及び県は水防警報津波「待機」を発表しない。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が解除されるなど、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。 ※津波遡上が水防団待機水位を超過した場合
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 ※「出動」を発表しない場合も「解除」は発表する

# 第13章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

## 第1節 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報、その他の人的被害を生ずるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法
- ② 避難場所及び避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水又は内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設があった場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
  - ア 要配慮者施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
  - イ 大規模な工場(アに掲げるものを除く。)であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。)
- ⑤ その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

## 第2節 洪水ハザードマップ

市長は、市地域防災計画において定められた、上記①から⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供、その他の必要な措置を講じることとする。

## 第3節 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深、その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、看板、電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

#### 第4節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。さらに自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

#### 第5節 大規模工場等における浸水防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。市は、地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

#### 第6節 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の被害の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

## 第 14 章 避難計画

---

この計画は、災害により身体生命が危険な状況にある場合、これらの者を保護するため、安全な場所に避難又は収容するときの計画である。

### 第 1 節 避難所の設置

避難所として利用する施設は次のとおりである。

避難所一覧

指定避難所	施設		住所	施設管理者又は、 責任者	管理者・責任者		建物の 構造	階数	有効面積	収容 人数
	電話 番号	FAX			電話 番号	FAX				
安田小学校 体育館	68-3014	68-2606	保田 4664	学校長	62-2790	63-2115	S	1	943 m <sup>2</sup>	472 人
安田中学校 体育館	68-3013	68-5813	保田 4419	学校長	62-2790	63-2115	S	1	1,033 m <sup>2</sup>	517 人
旧山手小学校 体育館	68-3017	68-5538	福永 910	生涯学習課	62-5322	63-2115	S	1	580 m <sup>2</sup>	290 人
旧赤坂小学校 体育館	68-3016	68-5540	六野瀬 1345	管財課	62-2525	61-2037	S	1	443 m <sup>2</sup>	222 人
旧大和小学校 体育館	68-3015	68-5545	小浮 2443	企画財政課	61-2482	62-2081	S	1	575 m <sup>2</sup>	288 人
旧寺社小学校 体育館	68-3018	68-5537	寺社甲 2009	管財課	61-2487	61-2036	W	1	609 m <sup>2</sup>	305 人
安田交流センター	68-3006	68-3020	保田 1756-1	生涯学習課	62-5322	63-2115	S R C	3	737 m <sup>2</sup>	369 人
やすだ児童クラブ	68-1104	68-1104	保田 4807-1	社会福祉課	61-2487	61-2036	R C	1	183 m <sup>2</sup>	92 人
総合福祉施設かがやき苑 体育館	68-7770	68-7771	寺社甲 3848-212	(社)かがやき福祉会	68-7770	68-7771	S	1	1,087 m <sup>2</sup>	544 人
京ヶ瀬中学校 体育館	67-2004	67-4772	姥ヶ橋 739	学校長	62-2790	63-2115	S	1	1,494 m <sup>2</sup>	747 人
京ヶ瀬小学校 体育館	67-2103	67-4773	姥ヶ橋 749	学校長	62-2790	63-2115	R C	1	1,096 m <sup>2</sup>	548 人
旧前山小学校 体育館	67-2318	67-4774	前山 305-1	管財課	62-2525	61-2037	R C	1	971 m <sup>2</sup>	486 人
県立駒林特別支援学校 体育館	67-4851	67-4890	駒林 5050	学校長	67-4851	67-4890	W	1	734 m <sup>2</sup>	367 人
保健福祉センター京和荘	67-3171	67-4515	姥ヶ橋 1104	高齢福祉課(社協)	61-2475	61-2036	R C	2	430 m <sup>2</sup>	215 人
水原総合体育館	62-0656	62-3604	岡山町 10-15	生涯学習課	62-5322	63-2115	S R C	2	2,059 m <sup>2</sup>	1,030 人
水原中学校 体育館	62-2455	62-2498	学校町 9-9	学校長	62-2790	63-2115	S	1	1,737 m <sup>2</sup>	869 人
水原小学校 体育館	62-2005	62-3005	岡山町 4-35	学校長	62-2790	63-2115	S R C	1	1,265 m <sup>2</sup>	633 人

福祉会館	62-1360	62-1360	外城町 10-15	社会福祉課(シルバー)	61-2487	61-2036	S R C	2	472 m <sup>2</sup>	236 人
安野小学校 体育館	62-2111	63-2481	南安野町 7-1	学校長	62-2790	63-2115	S	1	582 m <sup>2</sup>	291 人
堀越児童屋内体育館	62-2542	63-0431	野地城 259-2	学校長	62-2790	63-2115	S R C	1	468 m <sup>2</sup>	234 人
旧分田小学校 体育館	62-2604	63-0514	東町 995	生涯学習課	62-5322	63-2115	S	1	468 m <sup>2</sup>	234 人
県立阿賀野高等学校 体育館	62-2049	63-1916	学校町 3-9	学校長	62-2049	63-1916	S	1	1,792 m <sup>2</sup>	896 人
水原公民館	62-2028	62-0618	山口町 1-2-14	生涯学習課	62-5322	63-2115	R C	3	744 m <sup>2</sup>	372 人
コミュニティセンター瓢湖憩の家	62-0511	63-2055	水原 314-19	公園管理事務所	62-0511	63-2055	S	1	280 m <sup>2</sup>	140 人
分田農村環境改善センター	62-2606	—	分田 1322-1	農林課	61-2478	62-2521	S	2	274 m <sup>2</sup>	137 人
笹神体育館	61-2111	62-7749	笹岡 157-1	生涯学習課	62-5322	63-2115	S	1	1,744 m <sup>2</sup>	872 人
笹神中学校 体育館	62-7330	63-1879	笹岡 200	学校長	62-2049	63-1916	S	1	1,486 m <sup>2</sup>	743 人
笹岡小学校 体育館	62-2419	63-1877	山崎 1443-1	学校長	62-2049	63-1916	S	1	994 m <sup>2</sup>	497 人
神山小学校 体育館	62-0353	63-1878	山倉 107	学校長	62-2049	63-1916	S	1	591 m <sup>2</sup>	296 人
ふれあい会館	63-8019	62-2064	山崎 77	生涯学習課	62-5322	63-2115	R C	2	620 m <sup>2</sup>	310 人
笹神保健センター	63-8875	—	山崎 89	健康推進課	61-2474	62-2513	R C	1	296 m <sup>2</sup>	148 人
五頭山麓うらの森	61-3511	61-3512	村杉 3946-163	商工観光課	61-2479	61-2037	W	1	54 m <sup>2</sup>	27 人
笹神農民研修所	62-2186	—	上一分 134	農林課	61-2478	62-2521	R C	1	125 m <sup>2</sup>	63 人

各避難所の主な対象地区

避難所	主な対象地区					
安田小学校	宮町 安田栄町 門前	安田上町 小路 御城町	安田中町 本町 新町	安田下町 千刈町 下学校町	片町 物見山町	浦町 安田横町
安田中学校	原町 新保	上学校町 南郷砂山	東学校町	沢田	竜下	安田新栄町
旧山手小学校	庵地 二本松	庵地小路 中山	岩野 ツベタ	福永 丸山	籠田	羽多屋
旧赤坂小学校	小松	草水	六野瀬	久保	渡場	
旧大和小学校	小浮新田	小浮本村	野田	嶋瀬	千唐仁	
旧寺社小学校	安田寺社一 水原寺社	安田寺社二 熊居新田	安田寺社三 切梅新田	安田寺社四	安田寺社五	山本新
安田交流センター	安田地区要配慮者等					
やすだ児童クラブ	安田地区要配慮者等					
総合福祉施設 かがやき苑	安田地区予備避難所					
京ヶ瀬中学校	姥ヶ橋 窪川原	城 飯森杉	美里団地 京ヶ島第一	田山 京ヶ島	上黒瀬 小里	下黒瀬 下ノ橋
京ヶ瀬小学校	曾郷 緑岡1 飯森杉団地	猫山 緑岡2 曾郷あさひ	法柳 緑岡3	深堀 緑岡4	さくら団地 緑岡5	曾郷エコタウン 緑岡6
旧前山小学校	関屋 前山	小河原 嘉瀬島	下里 粕島	箸木免 小島	七島 川前	月崎
県立駒林特別支援学校	駒林1 五郎巻	駒林2 金湧	駒林3 乙金湧	駒林4 法柳新田	駒林5	駒林6
保健福祉センター京和荘	京ヶ瀬地区要配慮者等					
水原総合体育館	中島1	中島2	中島3	中島4	旭町	
水原小学校	水原下町 庚町 あがの	泉町 停1 新々町	天朝通り 停2	諏訪町 停3	堰場 若葉町	元町1 稲荷町
水原中学校	中島5 大野地	中島6 原	学校町 境新田	弥生町 下金田	緑町 百津	桜木町
瓢湖憩の家	中外城	東外城	日の出町	砂押	上袖	白鳥通り
福祉会館	水原地区要配慮者等 南新町 新光町	水原新栄町 下袖	水原上町 東雲町 西外城	水原中町 東柳町 天神堂	小川町 柳町 千原	水原横町 北新町 沖通
安野小学校	新橋 みそら野	中山口 杉並	下山口1	下山口2	下山口3	南山口
水原公民館	水原地区要配慮者等 南町	元町2 館の越	松井町1 上山口	松井町2 消防通り		水原栄町
堀越児童屋内体育館	堀越上 越御堂 野地城 荒屋 すみれ野	堀越中 小境 庄ヶ宮 上中野目 みずほ	堀越下 福田 里金田 上中 あやめ	町村 牧島 里上 市野山 あさひ	堀越外城 境新 里中 土橋	坂町 七石 里下 新市野山
旧分田小学校	中潟上	中潟中	中潟下	上江端1	上江端2	新座

避難所	主な対象地区					
旧分田小学校	分田1 分田7	分田2 分田8	分田3 上福岡	分田学校町 西岡	分田5 水ヶ曽根	分田6
県立阿賀野高等学校	水原地区予備避難所					
分田農村環境改善センター	分田地区要配慮者等					
笹岡小学校	山崎 羽黒 貝喰	押切 宮下	金屋 宮嶋	五頭の里 七浦	次郎丸 福井	上坂町 大室
笹神中学校	笹岡 赤水 女堂	発久 野村 上一分	下山屋 須走 沢口	塚田 横山 堤	上山屋 下一分 小栗山	蒔田 折居
笹神体育館	滝沢 泉 出湯	村岡 下福岡 畑江	熊堂 羽黒 勝屋	長起 大日 湯沢	上蔵野 村杉 真光寺	上高関 今板
神山小学校	上西野 山倉新田 沖 沖ノ館	中ノ通 しらとり 上高田	飯山新 上関口 榎船渡	藤屋 南沖山 榎	高田 本明 上飯塚	山倉 島田 船居
ふれあい会館	笹神地区要配慮者等					
笹神保健センター	笹神地区要配慮者等					
五頭山麓うらの森	笹神地区予備避難所					
笹神農民研修所	笹神地区予備避難所					

※対象地区は、市内全域が壊滅的な被害を受けるような事態が発生した場合の目安とするものであり、災害の種類、程度によっては、その都度、市が開設する避難所を指定する。

なお、阿賀野川及び安野川の浸水想定区域に対し洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、浸水想定区域からの移動手段とともに、その他の災害時とは別に、洪水時の避難所(施設)及び避難路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。

阿賀野川浸水想定区域における洪水時の避難所と対象地区

避難所	主な対象地区					
安田交流センター	要配慮者等					
安田小学校	安田下町 安田横町 嶋瀬	片町 新町 千唐仁	安田栄町 下学校町	千刈町 小浮新田	小路 小浮本村	本町 野田
安田中学校	上学校町 小松	原町 草水	安田新栄町 六野瀬	沢田 興野	南郷砂山 久保	新保場 渡場
旧寺社小学校	安田寺社一 上江端2	山本新 新座	水原寺社	熊居新田	切梅新田	上江端1
県立駒林特別支援学校	金湧 駒林4	乙金湧 駒林5	法柳新田 駒林6	駒林1 五郎巻	駒林2	駒林3
水原総合体育館	姥ヶ橋 上黒瀬 下ノ橋 緑岡4 曾郷あさひ 中島3	曾郷 田山 京ヶ島第一 緑岡5 曾郷エコタウン 中島4	猫山 城 京ヶ島 緑岡6	法柳 窪河原 緑岡1 飯森杉団地 旭町	深堀 飯森杉 緑岡2 さくら団地 中島1	下黒瀬 小里 緑岡3 美里団地 中島2
水原中学校	中島5 大野地 分田3 上福岡	中島6 境新田 分田学校町 西岡	学校町 下金田 分田5 水ヶ曾根	弥生町 百津 分田6	緑町 分田1 分田7	桜木町 分田2 分田8
水原小学校	水原下町 元町1 あがの	泉町 庚町	天朝通り 停1	諏訪町 停2	新々町 停3	堰場 若葉町
コミュニティセンター 瓢箪の家	要配慮者等	東外城	日の出町	上袖	下袖	白鳥通り
福祉会館	要配慮者等	水原上町	水原中町	小川町	南新町	水原新栄町
安野小学校	新橋 みそら野	中山口	下山口1	下山口2	下山口3	南山口
堀越児童屋内体育館	小境 土橋	中潟上 新市野	中潟中 シンフォニー	中潟下 市野山	荒屋	市野山
県立阿賀野高等学校	関屋 川前	小河原 箸木免	下里 七島	嘉瀬島 月崎	粕島 前山	小島
水原公民館	要配慮者等 前山口	元町2 館の越	松井町1 上山口	松井町2 消防通り	水原栄町	南町
ふれあい会館	要配慮者等					
神山小学校	中ノ通	飯山新	藤屋	山倉新田	上高田	榎

安野川浸水想定区域における洪水時の避難所と対象地区

避難所	主な対象地区					
安田交流センター	要配慮者					
安田小学校	曾 郷 緑岡3 曾郷あさひ	猫 山 緑岡4 曾郷エコタウン	法 柳 緑岡5	深 堀 緑岡6	緑岡1 飯森杉団地	緑岡2 さくら団地
安田中学校	姥ヶ橋 飯森杉	下黒瀬 小 里	上黒瀬 下ノ橋	田 山 京ヶ島第一	城 京ヶ島	窪川原 美里団地
旧寺社小学校	野地城 大野地 新市野山 シンフォニー市野山	庄ヶ宮 荒 屋 すみれ野	里金田 上中野目 みずほ	里 上 上 中 あやめ	里 中 市野山 あさひ	里 下 土 橋
県立駒林特別支援学校	金 洸 駒林4	乙金洸 駒林5	法柳新田 駒林6	駒林1 五郎巻	駒林2	駒林3
ふれあい会館	要配慮者					
笹神体育館	水原上町 中島1 東柳町 沖 通 上 袖 水原栄町 中山口 杉 並	水原中町 中島2 柳 町 西外城 下 袖 南 町 下山口1 消防通り	旭 町 中島3 北新町 中外城 白鳥通り 前山口 下山口2	小川町 中島4 新光町 東外城 元町2 新 橋 下山口3	水原横町 水原新栄町 天神堂 日の出町 松井町1 館の越 南山口	南新町 東雲町 千 原 砂 押 松井町2 上山口 みそら野
笹神中学校	中島5 境新田 南沖山	中島6 下金田 上高田	学校町 百 津 榎船渡	弥生町 須 走 榎	緑 町 横 山 山 倉	桜木町 高 田 上関口
笹岡小学校	水原下町 元町1 稲荷町	泉 町 庚 町 あがの	天朝通り 停 1 宮 島	諏訪町 停 2 七 浦	新々町 停 3	堰 場 若葉町

※阿賀野川、安野川ともに対象地区は、浸水想定区域の全域が被害を受けるような事態が発生した場合の目安とするものであり、災害の程度によっては、その都度、市が開設する避難所を指定する。

## 第2節 避難の指示及び避難準備情報の伝達

### 1 阿賀野川・安野川

市長は、阿賀野川又は安野川の水位が上昇し危険と判断した場合は、対象区域の住民に対し避難情報を発令する。

#### (1) 高齢者等避難

阿賀野川又は安野川洪水注意報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれ市長が必要と認めるときは、阿賀野川又は安野川浸水想定区域内の必要な地域に対し高齢者等避難を発令し、避難行動に時間を要する避難行動要支援者へ避難行動の開始を求める。

#### (2) 避難指示

阿賀野川又は安野川洪水警報が発表され、市長が必要と認めるときは、阿賀野川又は安野川浸水想定区域内の必要な地域に対し避難指示を発令する。

### 2 その他の河川

市長は、国土交通省及び県が洪水予報、水防警報を発しない河川について、市長が発する警報に基づき、阿賀野川又は安野川洪水予報に準じて避難指示等の措置を講ずるものとする。

## 第3節 立ち退きの伝達

高齢者等避難、避難指示等の伝達は防災行政無線（同報系）、市及び消防署・消防団の広報車、コミュニティ放送、サイレン、インターネット等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関による報道を県を通じて要請し、当該区域住民の安全確保を図るものとする。

区域内の福祉施設に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図るものとする。

## 第4節 り災者の移送

り災者の生命の安全を図るため、移送を要するときは、車両等を借上げて実施する。

ただし、大規模な移送を要し、市で移送することが困難であるときは、県に移送を要請するものとする。

## 第5節 避難の期間

#### (1) 市長が必要と認める期間

#### (2) 災害救助法適用の場合は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

#### (3) 期間中に避難所を閉鎖することが困難なときは、期間の延長を県知事に要請し、厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。

# 第 15 章 災害救助法に基づく措置

---

## 第 1 節 避難所の開設

被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を避難させるために、一時的に収容する施設が必要な場合には、避難所を開設する。

## 第 2 節 収容対象者

- (1) 災害により被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者
- (2) 避難勧告等が出た場合等で、被害を受けるおそれのある者

## 第 3 節 り災者に対する通知

市長は、避難所を開設したときは、り災者に周知し、収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

## 第 4 節 県知事に対する報告

市長は、避難所を開設したときは、ただちに県知事に対し次の事項を報告しなければならない。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設予定期間

## 第 5 節 避難所の開設期間

原則として、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。



# 資料編

## 1 重要水防箇所評定基準

区分 種別	重 要 度 等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

## 2 阿賀野川洪水予報の標題、種類、見出し、主文の例

No.	標題	種類	見出し	主文
01	阿賀野川氾濫注意情報	洪水注意報	【警戒レベル2相当情報[洪水]】 阿賀野川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み	【警戒レベル2相当】阿賀野川の馬下(五泉市)、満願寺(新潟市秋葉区)水位観測所では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。
02	阿賀野川氾濫注意情報	洪水注意報	【警戒レベル2相当情報[洪水]】 阿賀野川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み	【警戒レベル2相当】阿賀野川の馬下(五泉市)、満願寺(新潟市秋葉区)水位観測所では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。
03	阿賀野川氾濫警戒情報	洪水警報	【警戒レベル3相当情報[洪水]】 阿賀野川では、氾濫危険水位に到達する見込み	【警戒レベル3相当】阿賀野川の馬下(五泉市)、満願寺(新潟市秋葉区)水位観測所では、〇〇日〇〇時頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市では阿賀野川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。
04	阿賀野川氾濫警戒情報	洪水警報	【警戒レベル3相当情報[洪水]】 阿賀野川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み	【警戒レベル3相当】阿賀野川の馬下(五泉市)、満願寺(新潟市秋葉区)水位観測所では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「避難判断水位」に到達しました。今後、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市では阿賀野川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。
05	阿賀野川氾濫警戒情報	洪水警報	【警戒レベル3相当情報[洪水]】 阿賀野川では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み	【警戒レベル3相当】阿賀野川の馬下(五泉市)、満願寺(新潟市秋葉区)水位観測所では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。
06	阿賀野川氾濫危険情報	洪水警報	【警戒レベル4相当情報[洪水]】 阿賀野川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり	【警戒レベル4相当】阿賀野川の馬下(五泉市)、満願寺(新潟市秋葉区)水位観測所では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市では阿賀野川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
07	阿賀野川氾濫危険情報	洪水警報	【警戒レベル4相当情報[洪水]】 阿賀野川では、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込み	【警戒レベル4相当】阿賀野川の馬下(五泉市)、満願寺(新潟市秋葉区)水位観測所では、当分の間、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」を超える水位が続く見込みです。〇〇市、〇〇市では阿賀野川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
08	阿賀野川氾濫警戒情報	洪水警報	【警戒レベル3相当情報[洪水]に引き下げ】 阿賀野川では、氾濫危険水位を下回る	【警戒レベル3相当に引き下げ】阿賀野川の馬下(五泉市)、満願寺(新潟市秋葉区)水位観測所では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」を下回り、今後、水位は下降する見込みですが、引き続き市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
09	阿賀野川氾濫警戒情報	洪水警報	【警戒レベル3相当情報[洪水]】 阿賀野川では、当分の間、避難判断水位を超える水位が続く見込み	【警戒レベル3相当】阿賀野川の馬下(五泉市)、満願寺(新潟市秋葉区)水位観測所では、当分の間、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の目安となる「避難判断水位」を超える水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。
10	阿賀野川氾濫注意情報 (警戒情報解除)	洪水注意報 (警報解除)	【警戒レベル2相当情報[洪水]に引き下げ】 阿賀野川では、避難判断水位を下回る	【警戒レベル3相当に引き下げ】阿賀野川の馬下(五泉市)、満願寺(新潟市秋葉区)水位観測所では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の目安となる「避難判断水位」を下回り、今後、水位は下降する見込みですが、引き続き、洪水に関する情報に注意してください。
11	阿賀野川氾濫注意情報	洪水注意報	【警戒レベル2相当情報[洪水]】 阿賀野川では、当分の間、氾濫注意水位を超える水位が続く見込み	【警戒レベル2相当】阿賀野川の馬下(五泉市)、満願寺(新潟市秋葉区)水位観測所では、当分の間、「氾濫注意水位」を超える水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。
12	阿賀野川氾濫注意情報 解除	洪水注意報 解除	阿賀野川では、氾濫注意水位を下回る	阿賀野川の馬下(五泉市)、満願寺(新潟市秋葉区)水位観測所では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」を下回りました。
13	阿賀野川氾濫発生情報	洪水警報	【警戒レベル5相当情報[洪水]】 阿賀野川では、(堤防決壊による)氾濫が発生	【警戒レベル5相当】阿賀野川では、〇〇市〇〇地区(〇〇岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。直ちに市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
14	阿賀野川氾濫発生情報 (氾濫水の前報)	洪水警報	【警戒レベル5相当情報[洪水]】 阿賀野川では、(堤防決壊による)氾濫が続く	【警戒レベル5相当】阿賀野川では、〇〇市〇〇地点(〇〇岸)付近より氾濫しています。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

3 水防警報文

阿賀野川水防警報				種類		第 号 月 日 時 分						
早 出				(準備、出動、状況、解除)		国土交通省 阿賀野川河川事務所発表						
起案文該当				基準水位(流量)観測所	1. 馬下	2. 満願寺	3. 善願					
準備				指定水位(流量)	19.65	5.80	12.40					
出動				警戒水位(流量)	20.15	6.50	12.90					
状況				危険水位(流量)	23.30	9.10						
解除				計画高水位(流量)	24.40	10.02	16.13					
○	○			1	(イ、 ) {ロ、川上流域 } 雨量は(ニ、 日 時)現在 {ホ、 } に達しました。							
○				2	なお強い雨が降り続いています。							
○	○			3	今後はまだ、(イ、 )降るおそれがあります。							
○	○	○	○	4	(イ、 )の水位は(ロ、 日 時)現在(ハ、 ) (m <sup>3</sup> /s) {ニ、達しました。 } {ホ、です。 } {ヘ、に下がりました。 }							
		○	○	5	(イ、 )では(ロ、 日 時)に {ハ、指定 } (流量) {ホ、を越えました } {ニ、警戒 } 水 位 {ヘ、より低くなりました。 }							
○	○			6	{イ、引き続き上昇しています。 } (m <sup>3</sup> /s) {ニ、 } {ロ、1時間に(ニ、 ) } c m {ハ、 } {ハ、急激に上昇しています。 }							
○	○	○		7	(イ、 川 )洪水 {ロ、注意報 } {ハ、警報 } によれば							
○	○			8	(イ、 )では {ロ、 日 時ごろに } (流量) {ニ、おそれがあります。 } {ハ、まもなく } 警戒水位を超える {ホ、見込みです。 }							
○	○	○		9	{イ、 では 程度の } {ロ、大きな } 出水 {ニ、なる恐れがあります。 } {ハ、警戒水位(流量)を相当上回る } {ホ、が予想されます。 }							
		○		10	(イ、 )の {ロ、水位(流量) } は(ニ、 日 時 分) {ホ、ごろに } {ハ、最高水位(流量) } に {ト、 m } {チ、達すると予想されます。 } {リ、達しました。 }							
		○	○	11	{イ、水位は少しずつ下がっていますが、(ホ、 )ので水位は再び上がる恐れがあります。 } {ロ、高い水位が長く続く恐れがあります。 } {ハ、水位は今度次第に下がるものと予想されます。 } {ニ、まもなく警戒水位(流量)より低くなるものと思われます。 }							
		○		12	堤 防 {イ、は } {ロ、の低い所では、越水する恐れがあります。 }							
		○		13	(イ、 )による被害が起こる恐れがあります。							
		○		14	(イ、 )はまだ(ロ、 )されていませんので、							
		○		15	(イ、 )地先の(ロ、 )は特に危険です。							
		○		16	(イ、 )地先の(ロ、 )に(ハ、 )が発生しました。							
		○		17	上流で(イ、 )が流されました。							
○	○	○		18	水防機関は {イ、出動の準備をして下さい。 } {ロ、出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。 } {ハ、出動し堤防その他を見廻り、嚴重に警戒して下さい。 } {ニ、出動し危険箇所の早期水防をして下さい。 } {ホ、出動体制を強化して下さい。 } {ヘ、出動人員を増やして水防作業を行って下さい。 } {ト、今後の状況により、いつでも出動できるように準備して下さい。 } {チ、嚴重に警戒してください。 }							
		○		19	{イ、水防作業を必要とする状況は解消した } ものと認められます。 {ロ、洪水による危険は一応去った }							
		○		20	川の水防警報を解除します。							
	○	○		21	{イ、な お } {ハ、今後、出水状況に応じて出動人員を増やして下さい。 } {ロ、ただし } {ニ、今後も気象状況の変化に十分に注意して下さい。 } {ホ、被害のあったところは応急作業を続けて下さい。 }							
伝達確認				通知先								
				電話番号								
				通報者								
				受報者								
				通報(受報)時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分



# 5 水防活動報告書

## 水防活動報告書

作成者 所 氏 名

(1) 第1号様式

出水の概況	川 警戒水位 m 雨量 mm														
水防実施箇所	川 右岸 地先 m 川 左岸														
日時	自	月	日	時	至	月	日	時							
出動人員	水防団員	人	消防団員	人	その他	人	合計	人							
水防作業の概況及び工法	箇所工法 m														
水防の結果	堤防	m	田	m <sup>2</sup>	畑	m <sup>2</sup>	家戸	戸	鉄道	m	道路	m	人口	人	その他
		m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					m	m			人	人	
使用資器材	かます、俵	菅居住者の出勤状													
	麻袋、土俵	水防関係者の死傷													
	なわ	雨量水位の状況													
	丸太														
	その他														
水防活動に関する自己批判備考															

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

(2) 第2号様式

新潟県 水防活動実施報告書

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費		左のうち主要資材35万円以上使用団体分	至	年	月	日	備 考	
	団体数	活動延 人	使 用 資 材								使 用 資 材 費
			主要資材	その他資材							
県 (都道府) 分 前 回 迄	-	-	円	円	円						
月 分	-	-									
月 分	-	-									
月 分	-	-									
小 計	-	-									
累 計	-	-									
水防管理団体分 前 回 迄											
月 分	( )										
月 分	( )										
月 分	( )										
小 計											
累 計											

## 水防工法一覧

原因	工 法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
水があふれる(越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端(天端)に杭を打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏法面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏法面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	居住側(川裏)対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏法)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏法)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏法)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプ杭
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏法)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏法)先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、杭土のう、ビニロンパイプ
		樽伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏法)先平地に底抜き樽又は桶を置く	一般河川	樽、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏法)、犬走りにむしろなどを敷き並べる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川側(川表)対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表法面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のある所、水深の浅い部分)	土のう、木杭、竹杭
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、縄、杭、ロープ、竹、土のう